

職 発 0829 第 1 号

令和 5 年 8 月 29 日

改正 令和 6 年 3 月 14 日

改正 令和 6 年 5 月 24 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長

(公 印 省 略)

令和 6 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等
に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する
一般の労働者の平均的な賃金の額」等について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
(昭和 60 年法律第 88 号。以下「法」という。)により、派遣元事業主は、派遣労働者の公正な待遇を確保するため、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇(法第 30 条の 3 の規定に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との間で不合理な待遇の禁止等に係る措置を講ずることをいう。以下同じ。)の確保又は法定の要件を満たす労使協定(法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づいた、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をいう。以下同じ。)による待遇の確保(以下「労使協定方式」という。)のいずれかの待遇決定方式により、派遣労働者の待遇を確保しなければならないこととされている。

労使協定方式においては、派遣労働者の賃金の決定の方法を労使協定により定めることとされ、当該方法については、「派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金(以下「一般賃金」という。)の額として厚生労働省令で定めるものと同等以上の賃金の額となるものであること」等の要件を満たすことが必要とされている。

令和 6 年度の一般賃金等の取扱いについては、下記のとおりであるので、遺漏なきを期されたい。

第1 基本的な考え方

1 労使協定方式の趣旨・目的等

派遣労働者について、その就業場所は派遣先であり、待遇に関する納得感を考慮するためには、派遣先の労働者との均等・均衡待遇を確保するための措置が重要な観点となる。

一方で、この場合、派遣先が変わるごとに賃金水準が変わり、派遣労働者の所得が不安定になることが想定され、また、一般に賃金水準は大企業であるほど高く、小規模の企業であるほど低い傾向にあるが、派遣労働者が担う職務の難易度は、同種の業務であっても大企業であるほど高度で、小規模の企業ほど容易とは必ずしも言えず、結果として派遣労働者個人の段階的・体系的なキャリアアップ支援と不整合な事態を招くこともあり得るものである。

このため、労使協定方式については、派遣元事業主が労使協定を締結した場合には、労使協定に基づき派遣労働者の待遇を決定することで、計画的な教育訓練や職務経験による人材育成を経て、段階的に待遇を改善するなど、派遣労働者の長期的なキャリア形成に配慮した雇用管理を行うことができるようにしたものである。

したがって、上記の趣旨・目的を踏まえ、労使協定方式による待遇とされる派遣労働者（以下「協定対象派遣労働者」という。）の賃金の額については、一般賃金の額が下がった場合であっても、見直し前の労使協定に定める額を基礎として、公正な待遇の確保について労使で十分に協議することが望まれるものである。

実際にこれにより待遇を引き下げ場合は、労働条件の不利益変更となり得るものであり、労働条件の不利益変更には、労働契約法（平成19年法律第128号）上、原則として労使双方の合意が必要であることに留意が必要である。

また、賃金を引き下げを目的に、使用する統計等の変更及び使い分けを行うことは、法の趣旨に反するものとして認められない。

令和6年度の一般賃金水準（一般基本給・賞与等）は、産業計・職業計で上昇し、また、上昇する職種の数も増加することとなったが、協定対象派遣労働者の待遇改善を進める観点から、改訂後の一般賃金水準を遵守した上で、昨今の経済・物価動向及び賃金動向を勘案して賃金を決定することについて労使で十分に協議することが考えられること。

2 労使協定に定める賃金の決定の方法

派遣元事業主は、派遣労働者の待遇について、法第30条の3の規定に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇を確保しなければならないが、法第30条の4第1項の規定に基づき、労使協定を締結し、法定の事項を定めた場合には、労使協定に基づく待遇（法第40条第2項の教育訓練及び同条第3項の福利厚生施設を除く。）を確保することとされている。

労使協定に定める事項については、法第30条の4第1項各号に掲げられているが、同項第2号の規定に基づき、協定対象派遣労働者の賃金の決定の方法を定めなければならない。また、当該方法については、同項第2号イ及びロに基づき、以下の3及び4に定める要件を満たすものでなければならない。

ただし、要件を満たした労使協定を締結した場合であっても、労使協定に定めた協定対象派遣労働者の賃金の決定の方法に基づき、協定対象派遣労働者に対して賃金が支払われていない場合には、労使協定に定めた事項を遵守していないものとして、法第30条の3の規定に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇を確保しなければならないことに留意すること。

3 法第30条の4第1項第2号イの要件

労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額については、一般賃金の額と同等以上となるものでなければならない。

（1）一般賃金

一般賃金の額については、法第30条の4第1項第2号イ及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「則」という。）第25条の9の規定により、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地を含む地域において派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者であって、当該派遣労働者と同程度の能力及び経験を有する者の平均的な賃金の額」とされており、派遣労働者の業務、能力及び経験並びに派遣就業場所が勘案されるものである。

この「一般の労働者」とは、無期雇用かつフルタイムの労働者をいう。

また、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所」については、平成11年11月17日付女発第325号、職発第814号「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律、関係政省令等の施行について」の別添「労働者派遣事業関係業務取扱要領」第7の5と同様である。具体的には、工場、事務所、店舗等、場所的に他の事業所その他の場所から独立していること、経営

の単位として人事、経理、指導監督、労働の態様等においてある程度の独立性を有すること、一定期間継続し、施設としての持続性を有すること等の観点から実態に即して判断することとなり、常に雇用保険の適用事業所と同一であるわけではない。また、協定対象派遣労働者が実際に就業する場所ではなく、例えば、派遣先の事業所が東京都にあるが、協定対象派遣労働者が実際に就業する場所が埼玉県である場合、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所」は東京都である。

なお、一般賃金の範囲については、労働基準法（昭和22年法律第49号）の賃金に含まれるかどうかにより判断し、基本給のみならず諸手当も含まれるが、時間外、休日及び深夜の労働に係る手当等は含まれないこと。

（2）協定対象派遣労働者の賃金

法第30条の4第1項第2号の協定対象派遣労働者の賃金の範囲についても、一般賃金と同様、労働基準法の賃金に含まれるかどうかにより判断し、基本給のみならず諸手当も含まれるが、時間外、休日及び深夜の労働に係る手当等は含まれないこと。

（3）同等以上

「同等以上」とは、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額が、一般賃金の額と同額以上であることをいう。

また、「基本給・賞与・手当等」（賃金から通勤手当及び退職金を除いたものをいう。以下同じ。）等の比較に当たっては、比較を簡便にする観点から、時給換算した額を比較することとする。

4 法第30条の4第1項第2号ロの要件

通勤手当、家族手当、住宅手当、別居手当、子女教育手当その他名称の如何を問わず支払われる賃金（職務の内容に密接に関連して支払われるものを除く。）を除く賃金については、派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業の実態に関する事項の向上があった場合に改善されるものでなければならない。

なお、これらの事項のうちどの事項を勘案するか、その事項をどのように勘案するかは、基本的に労使に委ねられるものである。

5 適用日等

本通知は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間について、適用することとする。

なお、本通知で定める一般賃金の額について、適用日より前に適用することを妨げるものではない。ただし、本通知で定める一般賃金の額を適用日より前に適用することにより、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げの場合

は、労働条件の不利益変更となり得るものであることに留意すること。

また、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げることが目的に、一部の職種のみ本通知で定める一般賃金の額を適用日より前に適用する場合等は、法の趣旨に反するものであり認められない。

この他、本通知で示す一般賃金等の取扱いについては、直近の統計調査等の結果等を踏まえ、毎年度更新する予定である。

第2 一般賃金の取扱い

一般賃金の取扱いについては、「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」ごとに、以下の1から3までのとおりとする。

1 基本給・賞与・手当等

(1) 一般賃金のうち基本給・賞与・手当等（以下「一般基本給・賞与等」という。）の考え方

一般賃金については、同種の業務、同程度の能力及び経験並びに同一の派遣就業場所における無期雇用かつフルタイムの労働者の賃金であるため、これらに対応するよう、一般基本給・賞与等は以下の方法により算出することとする。

方法：職種別の基準値 (①) × 能力・経験調整指数 (②) × 地域指数 (③)

① 職種別の基準値

職種別の基準値については、賃金構造基本統計調査の特別集計により算出した賃金、又は職業安定業務統計の特別集計による求人賃金（月額）の下限額の平均を基に一定の計算方法により賞与込みの時給に換算した額とする。

② 能力・経験調整指数

「能力・経験調整指数」とは、能力及び経験の代理指標として、賃金構造基本統計調査の特別集計により算出した勤続年数別の所定内給与（産業計）に賞与を加味した額により算出した指数である。具体的には、「勤続0年」を100として算出したものであり、以下の表のとおりとなる。

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100.0	115.1	126.2	128.1	134.9	147.0	183.1

③ 地域指数

「地域指数」とは、派遣就業場所の地域の物価等を反映するため、職業安定業務統計の求人平均賃金をもとに、都道府県及び公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）の管轄地域別に、全国計を

100として職業大分類の構成比の違いを除去して算出した指数である。

(2) 一般基本給・賞与等の額

(1) に定める一般基本給・賞与等の額については、別添1又は別添2の数値((1)の①×②)に別添3の地域指数((1)の③)を乗じた額とし、当該方法により一般基本給・賞与等を算出した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとする。

また、一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の「基準値(0年)」の額が最低賃金法(昭和24年法律第137号)第9条第1項の地域別最低賃金(以下「地域別最低賃金」という。)又は同法第15条第1項の特定最低賃金(以下「特定最低賃金」という。)を下回る場合には、地域別最低賃金又は特定最低賃金の額を「基準値(0年)」の額とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること。この場合においても、一般基本給・賞与等を算出した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとする。

なお、別添1及び別添2の数値については、以下の点に留意すること。

① 賃金構造基本統計調査の数値の留意点

イ 「基準値(0年)」の数値は、以下の(イ)から(ハ)までのとおり集計したものである。

(イ) 賃金構造基本統計調査(集計対象：企業規模10人以上の企業)の無期雇用かつフルタイムの労働者の「所定内給与額」及び「特別給与額(12ヶ月で除したもの)」を合算した額を各労働者の所定内労働時間で時給換算したものの平均値を算出。

(ロ) (イ)で算出した数値から一般の労働者の通勤手当相当分「72円」(2の(2)参照)を控除。

(ハ) 賃金構造基本統計調査の「勤続0年」の数値には中途採用者が含まれていることを踏まえ、(ロ)で算出した数値から学歴計の初任給との差(12.6%)を控除。

ロ 「基準値(0年)最大値」の数値は、過去に適用された当該職種の基準値(0年)の額が、令和6年度に適用される基準値(0年)の額より高い場合にその最大の額を記載。

なお、令和6年度に適用される基準値(0年)の額が最も高い場合は、「-」と記載。

ハ 「参考値(0年)」の数値は、一般の労働者の通勤手当相当分「72円」の控除及び学歴計の初任給との差(12.6%)の調整を行う前のイの(イ)の数値である。

② 職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした数値の留意点

イ 「基準値（０年）」の数値は、以下の（イ）及び（ロ）のとおり集計したものである。

（イ） ハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの労働者の求人賃金の下限額の平均を時給換算した額（月額×12÷52÷40）を算出。なお、求人賃金は、勤続年数別に整理することができないため、勤続０年目相当の額として、未経験者の賃金額と考えられる下限額の平均を基準値としたものである。

（ロ） 求人賃金に特別給与が含まれていないことから、賞与相当分を勘案するため、（イ）で算出した数値に、賃金構造基本統計調査の「勤続０年」の特別給与により計算した賞与指数「1.02」を乗じた数値を算出。

ロ 基本給及び定期的に支払われる手当が含まれており、通勤手当は含まれていない。

ハ 「基準値（０年）最大値」の数値は、過去に適用された当該職種の基準値（０年）の額が、令和６年度に適用される基準値（０年）の額より高い場合にその最大の額を記載。

なお、令和６年度に適用される基準値（０年）の額が最も高い場合は、「-」と記載。

ニ 「参考値（０年）」の数値は、ハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの求人に係る求人賃金（月給）の上限額と下限額の中間値の平均を時給換算（月額×12÷52÷40）し、賞与指数「1.02」を乗じた数値である。

２ 通勤手当

一般賃金のうち通勤手当（以下「一般通勤手当」という。）については、以下の（１）又は（２）から労使で選択するものとする。なお、一つの労使協定において、（１）と（２）の双方を選択することも可能である。

（１）実費支給により「同等以上」を確保する場合

協定対象派遣労働者に対し、通勤手当として、派遣就業の場所と居住地の通勤距離や通勤方法に応じた実費が支給される場合には、一般通勤手当と同等以上であるものとする。ただし、当該通勤手当の額に上限があるため、通勤手当の額が、派遣就業の場所と居住地の距離に係る費用の実費に満たない協定対象派遣労働者がおり、当該上限額を協定対象派遣労働者の平均的な所定内労働時間１時間あたりに換算した額が「72円」未満である場合には、当該額が「72円」以上となるようにすること。

- (2) 一般の労働者の通勤手当に相当する額と「同等以上」を確保する場合
一般の労働者の1時間当たりの通勤手当に相当する額を一般通勤手当とし、当該額を「72円」とする。

※「72円」は、「平成25年企業の諸手当等の人事処遇制度に関する調査（独立行政法人労働政策研究・研修機構）」の通勤手当の平均額を「平成25年賃金構造基本統計調査」の所定内給与及び特別給与の合計額を除いて得た「給与に占める通勤手当の割合」に「令和4年賃金構造基本統計調査」の所定内給与及び特別給与の合計額を乗じて得た額に制度導入割合を乗じて得た額を時給換算した額である。

3 退職金

一般賃金のうち退職金（以下「一般退職金」という。）については、以下の(1)、(2)又は(3)から労使で選択するものとする。なお、一つの労使協定において、労働者の区分ごとに(1)から(3)までを選択することも可能である。

(1) 退職手当制度で比較する場合

協定対象派遣労働者と一般の労働者の退職手当制度を比較する場合、一般退職金は、退職手当制度がある企業の割合、退職手当の受給に必要な所要年数、退職手当の支給月数及び退職手当の支給金額を示した別添4により一般の労働者の退職手当制度として設定したものとする。

(2) 一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合

一般の労働者の現金給与額に占める退職給付等の費用の割合（以下この(2)及び(3)において「退職給付等の費用の割合」という。）を一般基本給・賞与等に乗じた額を一般退職金とし、当該割合を「5%」とする。当該一般退職金を算出した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとする。

(3) 中小企業退職金共済制度等に参加する場合

退職給付等の費用の割合を一般基本給・賞与等に乗じた額を一般退職金とし、当該割合を「5%」とする。当該一般退職金を算出した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとする。

※「5%」とは、「令和3年就労条件総合調査」の「退職給付等の費用」の「現金給与額」（令和3年賃金構造基本統計調査により超過勤務手当分を除いた額）に占める割合である。

※一人の協定対象派遣労働者について、(2)及び(3)を併用することが可能であり、その場合にも、(2)又は(3)と同様、退職給付等の費用の割合を一般基本給・賞与等に乗じた額を一般退職金とし、当該割合を「5%」とする。

第3 協定対象派遣労働者の賃金の取扱い

第2の一般賃金の額と同等以上の額を確保する必要がある協定対象派遣労働者の賃金の取扱いについては、「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」ごとに、以下の1から3までのとおりとし、これらの賃金の全部又は一部を合算して「同等以上」を確保する場合の取扱いは、4のとおりとする。

1 基本給・賞与・手当等

以下の（1）及び（2）を合算した額を時給換算した額をいい、当該額が一般基本給・賞与等の額と同額以上でなければならない。また、時給換算した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てることとする。

（1）基本給

個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額をいう。

（2）賞与・手当等

賞与・手当等に相当する賃金については、例えば、業績に連動した手当等のように、仮に個々の協定対象派遣労働者ごとに一定額の支払いを求めることとした場合に、賞与・手当等としての機能や賃金体系の柔軟性が失われるおそれがあるものもあることから、「個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額」のほか、「直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額」、「協定対象派遣労働者に支給される見込み額の平均額」又は「標準的な協定対象派遣労働者に支給される額」等を労使で選択することも可能である。

2 通勤手当

（1）実費支給により「同等以上」を確保する場合

第2の2の（1）のとおりである。

（2）一般の労働者の通勤手当に相当する額と「同等以上」を確保する場合

通勤手当として支給される賃金を時給換算した額をいい、当該額が第2の2の（2）の「72円」以上でなければならない。当該賃金の額については、「個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額」のほか、「直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額」、「協定対象派遣労働者に支給される見込み額の平均額」又は「標準的な協定対象派遣労働者に支給される額」等を労使で選択することも可能である。

3 退職金

（1）退職手当制度で比較する場合

協定対象派遣労働者を対象とする退職手当制度をいい、第2の3の

(1) のとおり設定した一般の労働者の退職手当制度と同等以上の水準となるものでなければならない。この「協定対象派遣労働者を対象とする退職手当制度」については、「全ての協定対象派遣労働者に適用されるものであること」、「退職手当の決定、計算及び支払の方法(例えば、勤続年数、退職事由等の退職手当額の決定のための要素、退職手当額の算定方法及び一時金で支払うのか年金で支払うのか等の支払の方法をいう。)」及び「退職手当の支払の時期」が明確なものでなければならない。

なお、「同等以上の水準」とは、第2の3の(1)のとおり設定した一般退職金の勤続年数別の支給月数又は支給金額と同水準以上であることをいう。

(2) 一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合

協定対象派遣労働者に支給される退職金相当の手当等に相当する賃金をいい、当該賃金の額が第2の3の(2)の一般退職金と同額以上でなければならない。当該賃金の額については、「個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額」のほか、「直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額」、「協定対象派遣労働者に支給される見込み額の平均額」又は「標準的な協定対象派遣労働者に支給される額」等を労使で選択することも可能である。

(3) 中小企業退職金共済制度等に参加する場合

第2の3の(3)の一般退職金の額以上の掛金(派遣元事業主負担分に限る。以下同じ。)により、中小企業退職金共済制度、確定給付企業年金、確定拠出年金等(以下「中小企業退職金共済制度等」という。)に参加する場合又は一般退職金の額以上の退職一時金の費用を派遣元事業主が負担している場合には、協定対象派遣労働者の退職金が一般退職金と同等以上であるものとみなす。この「等」には、例えば、派遣元事業主が独自に設けている企業年金制度が含まれるものである。

なお、派遣労働者の納得感により資するよう、協定対象派遣労働者の基本給・賞与・手当等の額に退職給付等の費用の割合を乗じた額以上の額を中小企業退職金共済制度、確定給付企業年金、確定拠出年金等の掛金等とすることが望ましいものである。

※一人の協定対象派遣労働者について、(2) 及び (3) を併用することが可能であり、その場合には、(2) の賃金と (3) の掛金等の合計額が、第2の3の(2) 又は (3) の一般退職金の額と同額以上でなければならない。

4 「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」の全部又は一部を合算する場合の取扱い

「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」の全部又は一部を合算した上で一般賃金の額と「同等以上」を確保する場合には、以下の表の①から③までのいずれかの方法によらなければならない。なお、「通勤手当」を合算することができるのは、第2の2の(2)及び第3の2の(2)の場合に限られ、「退職金」を合算することができるのは、第2の3の(2)及び第3の3の(2)の場合に限られる。

	一般賃金	協定対象派遣労働者の賃金
①	「一般基本給・賞与等」 ＋「一般通勤手当」(72円)	「基本給・賞与・手当等」 ＋「通勤手当」
②	「一般基本給・賞与等」 ＋「一般退職金」(5%を一般基本給・賞与等に乗じた額)	「基本給・賞与・手当等」 ＋「退職金」
③	「一般基本給・賞与等」 ＋「一般通勤手当」(72円) ＋「一般退職金」(5%を一般基本給・賞与等に乗じた額)	「基本給・賞与・手当等」 ＋「通勤手当」 ＋「退職金」

第4 労使協定の締結における留意点

以下の1から3について、労使で十分な協議を行った上で合意した内容を労使協定に定めること。

また、労使協定の締結にあたっては、第1の1に記載のとおり、労使協定方式の趣旨・目的等に鑑みて、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について労使で十分に協議すること。

1 基本給・賞与・手当等

以下の(1)から(3)までを労使で選択し、選択した内容をもとに、第2の1のとおり一般基本給・賞与等を算定した上で、算定した一般基本給・賞与等及び協定対象派遣労働者の基本給・賞与・手当等を労使協定に定めること。

(1) 職種別の基準値

一般基本給・賞与等の職種別の基準値は、労働者派遣契約、就業の実態等を勘案し、別添1又は別添2の職種の基準値のうち、協定対象派遣労働者が従事する業務と最も近いと考えられるものを選択すること。
例えば、協定対象派遣労働者の「中核的業務」をもとに、これらの統計

の職種別の賃金を選択することが考えられる。なお、「中核的業務」とは、ある労働者に与えられた職務に伴う個々の業務のうち、当該職務を代表する中核的なものを指し、「与えられた職務に本質的又は不可欠な要素である業務」、「その成果が事業に対して大きな影響を与える業務」及び「労働者本人の職務全体に占める時間的割合・頻度が大きい業務」の基準に従って総合的に判断されるものである。職種の選択に当たっては、職種について解説している「賃金構造基本統計調査の「役職及び職種解説」」又は「第4回改訂 厚生労働省編職業分類 職業分類表改訂の経緯とその内容」（独立行政法人労働政策研究・研修機構 2011年6月）を参照すること。

また、別添1又は別添2のうち、どの職種を選択するかは、基本的には労使の選択に委ねられるものであるが、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げることが目的として、恣意的に職種を使い分けることは法の趣旨に反するものであり認められない。

この他、一つの労使協定において、職種ごとに別添1及び別添2を使い分ける場合には、その理由を労使協定に記載すること。また、一つの労使協定において、別添2の職種を選択する場合であって、「大分類」と「当該大分類内の中分類又は小分類」又は「中分類」と「当該中分類内の小分類」を使い分ける場合には、その理由を労使協定に記載すること。

（2）能力・経験調整指数

一般基本給・賞与等の能力・経験調整指数は、第2の1の（1）の②のとおりであるが、協定対象派遣労働者の賃金の決定方法に応じて、協定対象派遣労働者の能力及び経験を踏まえつつ、一般の労働者の勤続何年目相当に該当するかを考慮して適切なものを選択し、労使協定に定めること。例えば、協定対象派遣労働者の賃金が職務給である場合には、派遣労働者の業務の内容、難易度等が一般の労働者の勤続何年目に相当するか、という観点から選択することが考えられる。

（3）地域指数

一般基本給・賞与等の地域指数は、第2の1の（1）の③のとおりであるが、協定対象派遣労働者の派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地を含む都道府県又はハローワーク別の地域指数を選択し、労使協定に定めること。

また、都道府県又はハローワーク別の地域指数のいずれかを選択するかは、基本的には労使の選択に委ねられるものであるが、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げることが目的として、恣意的に地域指数を使い分けることは、法の趣旨に反するものであり認められない。

この他、一つの労使協定において、都道府県及びハローワーク別の地

域指数を使い分ける場合には、その理由を労使協定に記載すること。

なお、地域指数として全国計「100.0」の数値を用いることについては、則第25条の9に定める「派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地」を勘案していることにはならず、一般賃金の額の算定要件を満たすものではないため、認められない。

2 通勤手当

(1) 実費支給により同等以上を確保する場合

協定対象派遣労働者に対して、通勤手当として、派遣就業の場所と居住地の距離に係る費用の実費に相当する額を支給する旨を労使協定に定めること。当該額に上限がある場合には、上限額を協定対象派遣労働者の平均的な所定内労働時間1時間当たりに換算した額をあわせて労使協定に定めること。

(2) 一般の労働者の通勤手当に相当する額と「同等以上」を確保する場合 第2の2の(2)の一般通勤手当「72円」及び第3の2の(2)又は4を満たすことが分かる内容を労使協定に定めること。

3 退職金

(1) 退職手当制度で比較する場合

第2の3の(1)のとおり設定した一般退職金及び第3の3の(1)の協定対象派遣労働者を対象とする退職手当制度を労使協定に定めること。

(2) 一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合 第2の3の(2)の一般退職金及び第3の3の(2)又は4を満たすことが分かる内容を労使協定に定めること。

(3) 中小企業退職金共済制度等に参加する場合

協定対象派遣労働者が中小企業退職金共済制度等に参加する旨を労使協定に定めること。例えば、中小企業退職金共済制度の場合には、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間で退職金共済契約を締結する旨を労使協定に定めることが考えられる。

第5 本通知に示す統計以外の統計の利用

一般基本給・賞与等、一般通勤手当及び一般退職金については、以下の1から3までのとおり、本通知に示す統計以外の統計(以下「独自統計等」という。)を用いることを可能とする。なお、独自統計等を用いる場合には、その理由を労使協定に記載すること。

1 一般基本給・賞与等

(1) 考え方

一般基本給・賞与等については、第2の1の(2)のとおり、本通知に示す別添1又は別添2の数値等を労使で選択することとなるが、賃金構造基本統計調査で把握できる職種と派遣労働者が実際に行う業務との間に乖離がある場合、又は厚生労働省編職業分類の各小分類に含まれる職業に照らして、当該小分類に係る求人賃金の下限額の平均が派遣労働者の実際に行う業務に対する賃金の基準値とするのに適切でないと認められる場合等には、一定の要件を満たすことを条件として、独自統計等を用いることを認める。

(2) 使用可能な独自統計等

以下の①から③までの統計を認める。

- ① 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項の基幹統計調査又は同条第7項に規定する一般統計調査に該当する調査
- ② ①以外の地方公共団体又は独立行政法人等(統計法第2条第2項の独立行政法人等をいう。第5において同じ。)による統計
- ③ ①及び②以外の統計であって、(3)の要件を満たすもの

(3) 独自統計等の要件

(2)の①及び②については、厚生労働省職業安定局需給調整事業課(以下「需給調整事業課」という。)への協議は不要であるが、例えば、一般賃金として適切な母集団でない統計調査等は独自統計等として認められない。

(2)の③の統計については、以下の①から⑦までの事項を満たすものでなければならない。また、既存の統計ではなく、(2)の③の統計に該当する統計を作成するため、経済団体、労働組合、業界団体等が新たに調査を実施する場合には、当分の間、当該調査を実施する前に、需給調整事業課に協議するものとする。

また、派遣元事業主は、(2)の③の統計を用いる場合には、当分の間、労使協定を締結する前に、需給調整事業課に協議するものとする。ただし、経済団体、労働組合、業界団体等が実施した調査であって同課に協議したものによる統計を用いる場合には、労使協定を締結する前に、同課に報告するものとする。

- ① 調査対象とする業務等が明確であること。
- ② 適切なサンプルサイズが確保されていること。具体的には、職種及び勤続年数ごとに標準誤差率5%以内又は250以上のサンプルサイズが確保されていること。
- ③ 標本が無作為に抽出されていること。
- ④ 一般基本給・賞与等を調査するものとして、適切な母集団が設定

されていること。具体的には、母集団が少数の企業のみで構成されている場合や派遣先の顧客企業のみで構成されている場合、企業規模に偏りがある場合、母集団を恣意的に操作できる場合等は、認められない。また、当該母集団の特性を⑦の公表の際に示すこと。

- ⑤ 一般基本給・賞与等として用いる調査として、適切な復元処理を行っていること。
- ⑥ 調査時点が適切であること。原則として、適用しようとする基本給・賞与・手当等の直近1年以内の数値を調査することとするが、これより前の数値を調査する場合には、一般基本給・賞与等として用いる際に、適切な賃金上昇率を用いて補正すること。
- ⑦ 経済団体、労働組合、業界団体等が行う公表を前提とした統計調査であること。

(4) 独自統計等を用いる場合の留意点

- ① 独自統計等の数値を一般基本給・賞与等とする場合には、独自統計等を労使協定に添付するとともに、独自統計等を用いる理由を労使協定に記載すること。
- ② 原則として、独自統計等の調査対象地域に協定対象派遣労働者の就業場所等が含まれていること。調査対象地域が全国又は都道府県をまたぐ地域である場合には、派遣先の事業所その他派遣就業の場所に応じて、地域指数により数値を補正すること。
- ③ 独自統計等の有効期間は原則1年とすること。ただし、労使で十分な議論を行うことを前提として、適切な賃金上昇率を用いて補正し、労使協定に記載する場合は、当該補正を行った額を使用することも認められること（ただし、用いようとする独自統計等について、当該独自統計等が最新版の調査であるか確認すること。）。

2 一般通勤手当

(1) 考え方

第2の2の(2)の「72円」については、無期雇用かつフルタイムの労働者に支給された通勤手当の平均値をもとに算出した限定的な数値であるため、一定の要件を満たすことを条件として、独自統計等を用いることを認める。

(2) 使用可能な独自統計等

以下の①から③までの統計を認める。

- ① 統計法第2条第6項の基幹統計調査又は同条第7項に規定する一般統計調査に該当する調査
- ② ①以外の地方公共団体又は独立行政法人等による統計
- ③ ①及び②以外の統計であって、(3)の要件を満たすもの

(3) 独自統計等の要件

(2) の①及び②については、需給調整事業課への協議は不要であるが、例えば、一般賃金として適切な母集団でない統計調査等は独自統計等として認められない。

(2) の③の統計については、以下の①から⑦までの事項を満たすものでなければならない。また、既存の統計ではなく、(2) の③の統計に該当する統計を作成するため、経済団体、労働組合、業界団体等が新たに調査を実施する場合には、当分の間、当該調査を実施する前に、需給調整事業課に協議するものとする。

また、派遣元事業主は、(2) の③の統計を用いる場合には、当分の間、労使協定を締結する前に、需給調整事業課に協議するものとする。ただし、経済団体、労働組合、業界団体等が実施した調査であって同課に協議したものによる統計を用いる場合には、労使協定を締結する前に、同課に報告するものとする。

- ① 調査対象とする地域又は交通手段等が明確であること。
- ② 適切なサンプルサイズが確保されていること。具体的には、地域ごとに標準誤差率 5 % 以内又は 250 以上のサンプルサイズが確保されていること。
- ③ 標本が無作為に抽出されていること。
- ④ 一般通勤手当を調査するものとして、適切な母集団が設定されていること。具体的には、母集団が少数の企業のみで構成されている場合や派遣先の顧客企業のみで構成されている場合、企業規模に偏りがある場合、母集団を恣意的に操作できる場合等は、認められない。また、当該母集団の特性を⑦の公表の際に示すこと。
- ⑤ 一般通勤手当として用いる調査として、適切な復元処理を行っていること。
- ⑥ 調査時点が適切であること。原則として、適用しようとする通勤手当の直近 1 年以内の数値を調査することとするが、これより前の数値を調査する場合には、一般通勤手当として用いる際に、適切な賃金上昇率を用いて補正すること。
- ⑦ 経済団体、労働組合、業界団体等が行う公表を前提とした統計調査であること。

(4) 独自統計等を用いる場合の留意点

- ① 独自統計等の数値をもとに一般通勤手当を設定した場合には、独自統計等を労使協定に添付するとともに、独自統計等を用いる理由を労使協定に記載すること。
- ② 独自統計等の調査対象地域に協定対象派遣労働者の就業場所等が含まれていること。

- ③ 独自統計等の有効期間は5年とすること。ただし、労使で十分な議論を行うことを前提として、適切な賃金上昇率を用いて補正し、労使協定に記載する場合は、当該補正を行った額を使用することも認められること。

3 一般退職金

(1) 考え方

第2の3の(1)の別添4については、例えば、調査対象が中小企業であることなど、一般の労働者の退職金として示す数値に限りがあるため、一定の要件を満たすことを条件として、独自統計等を用いることを認める。

(2) 使用可能な独自統計等

以下の①から③までの統計を認める。

- ① 統計法第2条第6項の基幹統計調査又は同条第7項に規定する一般統計調査に該当する調査
- ② ①以外の地方公共団体又は独立行政法人等による統計
- ③ ①及び②以外の統計であって、(3)の要件を満たすもの

(3) 独自統計等の要件

(2)の①及び②については、需給調整事業課への協議は不要であるが、例えば、一般賃金として適切な母集団でない統計調査等は独自統計等として認められない。

(2)の③の統計については、以下の①から⑦までの事項を満たすものでなければならない。また、既存の統計ではなく、(2)の③の統計に該当する統計を作成するため、経済団体、労働組合、業界団体等が新たに調査を実施する場合には、当分の間、当該調査を実施する前に、需給調整事業課に協議するものとする。

また、派遣元事業主は、(2)の③の統計を用いる場合には、当分の間、労使協定を締結する前に、需給調整事業課に協議するものとする。ただし、経済団体、労働組合、業界団体等が実施した調査であって同課に協議したものによる統計を用いる場合には、労使協定を締結する前に、同課に報告するものとする。

- ① 調査対象とする受給者等が明確であること。
- ② 適切なサンプルサイズが確保されていること。具体的には、職種等ごとに標準誤差率5%以内又は250以上のサンプルサイズが確保されていること。
- ③ 標本が無作為に抽出されていること。
- ④ 一般退職金を調査するものとして、適切な母集団が設定されていること。具体的には、母集団が少数の企業のみで構成されている

場合や派遣先の顧客企業のみで構成されている場合、企業規模に偏りがある場合、母集団を恣意的に操作できる場合等は、認められない。また、当該母集団の特性を⑦の公表の際に示すこと。

- ⑤ 一般退職金として用いる調査として、適切な復元処理を行っていること。
- ⑥ 調査時点が適切であること。原則として、適用しようとする退職金の直近1年以内の数値を調査することとするが、これより前の数値を調査する場合には、一般退職金として用いる際に、適切な賃金上昇率を用いて補正すること。
- ⑦ 経済団体、労働組合、業界団体等が行う公表を前提とした統計調査であること。

(4) 独自統計等を用いる場合の留意点

- ① 独自統計等の数値をもとに一般退職金を設定した場合には、独自統計等を労使協定に添付するとともに、独自統計等を用いる理由を労使協定に記載すること。
- ② 独自統計等の調査対象地域に協定対象派遣労働者の就業場所等が含まれていること。
- ③ 独自統計等の有効期間は5年とすること。

賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金（時給換算）

別添1

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
産業計	1,276	1,469	1,610	1,635	1,721	1,876	2,336	1,285	1,532
1031 管理的職業従事者	2,972	3,421	3,751	3,807	4,009	4,369	5,442	3,252	3,473
1051 研究者	1,624	1,869	2,049	2,080	2,191	2,387	2,974	1,625	1,930
1072 電気・電子・電気通信技術者 (通信ネットワーク技術者を除く)	1,424	1,639	1,797	1,824	1,921	2,093	2,607	-	1,701
1073 機械技術者	1,342	1,545	1,694	1,719	1,810	1,973	2,457	-	1,607
1074 輸送用機器技術者	1,143	1,316	1,442	1,464	1,542	1,680	2,093	1,261	1,380
1076 金属技術者	1,162	1,337	1,466	1,489	1,568	1,708	2,128	-	1,401
1077 化学技術者	1,410	1,623	1,779	1,806	1,902	2,073	2,582	-	1,685
1091 建築技術者	1,259	1,449	1,589	1,613	1,698	1,851	2,305	-	1,513
1092 土木技術者	1,367	1,573	1,725	1,751	1,844	2,009	2,503	-	1,636
1093 測量技術者	1,287	1,481	1,624	1,649	1,736	1,892	2,356	1,418	1,544
1101 システムコンサルタント・設計者	1,683	1,937	2,124	2,156	2,270	2,474	3,082	-	1,998
1104 ソフトウェア作成者	1,377	1,585	1,738	1,764	1,858	2,024	2,521	-	1,647
1109 その他の情報処理・通信技術者	1,500	1,727	1,893	1,922	2,024	2,205	2,747	1,708	1,788
1119 他に分類されない技術者	1,350	1,554	1,704	1,729	1,821	1,985	2,472	-	1,617
1121 医師	4,453	5,125	5,620	5,704	6,007	6,546	8,153	-	5,167
1122 歯科医師	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1123 獣医師	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1124 薬剤師	1,682	1,936	2,123	2,155	2,269	2,473	3,080	-	1,997
1131 保健師	1,516	1,745	1,913	1,942	2,045	2,229	2,776	-	1,806
1132 助産師	1,505	1,732	1,899	1,928	2,030	2,212	2,756	-	1,794
1133 看護師	1,438	1,655	1,815	1,842	1,940	2,114	2,633	-	1,717
1134 准看護師	1,217	1,401	1,536	1,559	1,642	1,789	2,228	1,236	1,464
1141 診療放射線技師	1,397	1,608	1,763	1,790	1,885	2,054	2,558	-	1,670
1143 臨床検査技師	1,242	1,430	1,567	1,591	1,675	1,826	2,274	1,243	1,493
1144 理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，視能訓練士	1,298	1,494	1,638	1,663	1,751	1,908	2,377	-	1,557
1146 歯科衛生士	1,197	1,378	1,511	1,533	1,615	1,760	2,192	-	1,441
1147 歯科技工士	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1151 栄養士	1,092	1,257	1,378	1,399	1,473	1,605	1,999	-	1,321
1159 その他の保健医療従事者	1,233	1,419	1,556	1,579	1,663	1,813	2,258	1,306	1,483
1163 保育士	1,169	1,346	1,475	1,497	1,577	1,718	2,140	-	1,410
1168 介護支援専門員（ケアマネージャー）	1,301	1,497	1,642	1,667	1,755	1,912	2,382	1,302	1,561

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
1169 その他の社会福祉専門職業従事者	1,183	1,362	1,493	1,515	1,596	1,739	2,166	-	1,426
1173 法務従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1181 公認会計士、税理士	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1189 その他の経営・金融・保険専門職業従事者	2,449	2,819	3,091	3,137	3,304	3,600	4,484	3,048	2,874
1191 幼稚園教員、保育教諭	1,076	1,238	1,358	1,378	1,452	1,582	1,970	-	1,303
1192 小・中学校教員	1,963	2,259	2,477	2,515	2,648	2,886	3,594	-	2,318
1194 高等学校教員	1,488	1,713	1,878	1,906	2,007	2,187	2,725	1,511	1,774
1196 大学教授（高専含む）	3,385	3,896	4,272	4,336	4,566	4,976	6,198	3,411	3,945
1197 大学准教授（高専含む）	2,847	3,277	3,593	3,647	3,841	4,185	5,213	3,076	3,330
1198 大学講師・助教（高専含む）	2,141	2,464	2,702	2,743	2,888	3,147	3,920	-	2,522
1199 その他の教員	1,464	1,685	1,848	1,875	1,975	2,152	2,681	-	1,747
1201 宗教家	1,148	1,321	1,449	1,471	1,549	1,688	2,102	1,169	1,386
1211 著述家、記者、編集者	1,403	1,615	1,771	1,797	1,893	2,062	2,569	1,434	1,677
1221 美術家、写真家、映像撮影者	1,072	1,234	1,353	1,373	1,446	1,576	1,963	1,186	1,298
1224 デザイナー	1,328	1,529	1,676	1,701	1,791	1,952	2,432	1,342	1,592
1231 音楽家、舞台芸術家	1,127	1,297	1,422	1,444	1,520	1,657	2,064	1,387	1,362
1244 個人教師	1,125	1,295	1,420	1,441	1,518	1,654	2,060	1,187	1,359
1249 他に分類されない専門的職業従事者	1,555	1,790	1,962	1,992	2,098	2,286	2,847	-	1,851
1251 庶務・人事事務員	1,309	1,507	1,652	1,677	1,766	1,924	2,397	1,333	1,570
1253 企画事務員	1,503	1,730	1,897	1,925	2,028	2,209	2,752	1,727	1,792
1254 受付・案内事務員	1,347	1,550	1,700	1,726	1,817	1,980	2,466	-	1,613
1255 秘書	1,368	1,575	1,726	1,752	1,845	2,011	2,505	-	1,637
1256 電話応接事務員	1,302	1,499	1,643	1,668	1,756	1,914	2,384	-	1,562
1257 総合事務員	1,238	1,425	1,562	1,586	1,670	1,820	2,267	1,270	1,488
1259 その他の一般事務従事者	1,157	1,332	1,460	1,482	1,561	1,701	2,118	1,194	1,396
1261 会計事務従事者	1,209	1,392	1,526	1,549	1,631	1,777	2,214	-	1,455
1271 生産関連事務従事者	1,134	1,305	1,431	1,453	1,530	1,667	2,076	1,145	1,369
1281 営業・販売事務従事者	1,192	1,372	1,504	1,527	1,608	1,752	2,183	1,239	1,436
1291 外勤事務従事者	1,130	1,301	1,426	1,448	1,524	1,661	2,069	-	1,590
1301 運輸・郵便事務従事者	1,327	1,527	1,675	1,700	1,790	1,951	2,430	-	1,590
1311 事務用機器操作員	1,037	1,194	1,309	1,328	1,399	1,524	1,899	1,200	1,259
1321 販売店員	1,135	1,306	1,432	1,454	1,531	1,668	2,078	-	1,371
1324 その他の商品販売従事者	1,210	1,393	1,527	1,550	1,632	1,779	2,216	1,392	1,456

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
1331 販売類似職業従事者	1,303	1,500	1,644	1,669	1,758	1,915	2,386	1,378	1,563
1344 自動車営業職業従事者	1,284	1,478	1,620	1,645	1,732	1,887	2,351	-	1,541
1345 機械器具・通信・システム営業職業従事者 (自動車を除く)	1,484	1,708	1,873	1,901	2,002	2,181	2,717	-	1,770
1346 金融営業職業従事者	1,320	1,519	1,666	1,691	1,781	1,940	2,417	1,471	1,582
1347 保険営業職業従事者	1,302	1,499	1,643	1,668	1,756	1,914	2,384	1,308	1,562
1349 その他の営業職業従事者	1,453	1,672	1,834	1,861	1,960	2,136	2,660	-	1,735
1361 介護職員（医療・福祉施設等）	1,161	1,336	1,465	1,487	1,566	1,707	2,126	-	1,400
1362 訪問介護従事者	1,204	1,386	1,519	1,542	1,624	1,770	2,205	1,221	1,450
1371 看護助手	1,009	1,161	1,273	1,293	1,361	1,483	1,847	-	1,227
1379 その他の保健医療サービス職業従事者	1,023	1,177	1,291	1,310	1,380	1,504	1,873	-	1,243
1381 理容・美容師	1,081	1,244	1,364	1,385	1,458	1,589	1,979	-	1,309
1383 美容サービス・浴場従事者（美容師を除く）	992	1,142	1,252	1,271	1,338	1,458	1,816	1,021	1,207
1385 クリーニング職、洗張職	900	1,036	1,136	1,153	1,214	1,323	1,648	940	1,102
1391 飲食物調理従事者	988	1,137	1,247	1,266	1,333	1,452	1,809	1,017	1,202
1403 飲食物給仕従事者	1,031	1,187	1,301	1,321	1,391	1,516	1,888	-	1,252
1404 航空機客室乗務員	1,141	1,313	1,440	1,462	1,539	1,677	2,089	-	1,377
1405 身の回り世話従事者	987	1,136	1,246	1,264	1,331	1,451	1,807	1,004	1,201
1406 娯楽場等接客員	1,047	1,205	1,321	1,341	1,412	1,539	1,917	1,057	1,270
1411 居住施設・ビル等管理人	1,043	1,200	1,316	1,336	1,407	1,533	1,910	1,418	1,265
1421 その他のサービス職業従事者	1,023	1,177	1,291	1,310	1,380	1,504	1,873	1,141	1,243
1453 警備員	954	1,098	1,204	1,222	1,287	1,402	1,747	998	1,163
1459 その他の保安職業従事者	1,084	1,248	1,368	1,389	1,462	1,593	1,985	1,168	1,312
1461 農林漁業従事者	1,141	1,313	1,440	1,462	1,539	1,677	2,089	-	1,377
1491 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者	1,024	1,179	1,292	1,312	1,381	1,505	1,875	1,099	1,244
1492 鋳物製造・鍛造従事者	968	1,114	1,222	1,240	1,306	1,423	1,772	1,200	1,180
1493 金属工作機械作業従事者	1,120	1,289	1,413	1,435	1,511	1,646	2,051	-	1,353
1494 金属プレス従事者	976	1,123	1,232	1,250	1,317	1,435	1,787	1,113	1,189
1495 鉄工、製缶従事者	1,062	1,222	1,340	1,360	1,433	1,561	1,945	1,165	1,287
1496 板金従事者	1,014	1,167	1,280	1,299	1,368	1,491	1,857	1,140	1,232
1497 金属彫刻・表面処理従事者	1,109	1,276	1,400	1,421	1,496	1,630	2,031	1,167	1,341
1498 金属溶接・溶断従事者	1,154	1,328	1,456	1,478	1,557	1,696	2,113	-	1,392
1499 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）	998	1,149	1,259	1,278	1,346	1,467	1,827	1,028	1,214
1501 化学製品製造従事者	1,169	1,346	1,475	1,497	1,577	1,718	2,140	-	1,409

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
1502 窯業・土石製品製造従事者	1,085	1,249	1,369	1,390	1,464	1,595	1,987	-	1,313
1503 食料品・飲料・たばこ製造従事者	1,097	1,263	1,384	1,405	1,480	1,613	2,009	-	1,327
1505 紡織・衣服・繊維製品製造従事者	966	1,112	1,219	1,237	1,303	1,420	1,769	-	1,177
1506 木・紙製品製造従事者	1,030	1,186	1,300	1,319	1,389	1,514	1,886	1,040	1,250
1507 印刷・製本従事者	960	1,105	1,212	1,230	1,295	1,411	1,758	1,013	1,170
1508 ゴム・プラスチック製品製造従事者	1,072	1,234	1,353	1,373	1,446	1,576	1,963	-	1,299
1509 その他の製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く)	1,001	1,152	1,263	1,282	1,350	1,471	1,833	1,104	1,217
1511 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者	986	1,135	1,244	1,263	1,330	1,449	1,805	1,073	1,200
1512 電気機械器具組立従事者	948	1,091	1,196	1,214	1,279	1,394	1,736	989	1,157
1513 自動車組立従事者	1,008	1,160	1,272	1,291	1,360	1,482	1,846	1,227	1,225
1514 その他の機械組立従事者	1,055	1,214	1,331	1,351	1,423	1,551	1,932	-	1,279
1551 はん用・生産用・業務用機械器具 ・電気機械器具整備・修理従事者	1,094	1,259	1,381	1,401	1,476	1,608	2,003	1,540	1,324
1553 自動車整備・修理従事者	1,130	1,301	1,426	1,448	1,524	1,661	2,069	-	1,365
1554 その他の機械整備・修理従事者	1,060	1,220	1,338	1,358	1,430	1,558	1,941	1,166	1,285
1561 製品検査従事者(金属製品)	1,002	1,153	1,265	1,284	1,352	1,473	1,835	1,082	1,219
1571 製品検査従事者(金属製品を除く)	1,128	1,298	1,424	1,445	1,522	1,658	2,065	-	1,363
1581 機械検査従事者	1,026	1,181	1,295	1,314	1,384	1,508	1,879	1,101	1,246
1591 画工、塗装・看板制作従事者	1,357	1,562	1,713	1,738	1,831	1,995	2,485	-	1,625
1592 製図その他生産関連・生産類似作業従事者	1,129	1,299	1,425	1,446	1,523	1,660	2,067	1,166	1,364
1601 鉄道運転従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1611 バス運転者	988	1,137	1,247	1,266	1,333	1,452	1,809	1,121	1,202
1612 タクシー運転者	1,086	1,250	1,371	1,391	1,465	1,596	1,988	-	1,315
1613 乗用自動車運転者(タクシー運転者を除く)	1,116	1,285	1,408	1,430	1,505	1,641	2,043	-	1,349
1614 営業用大型貨物自動車運転者	1,187	1,366	1,498	1,521	1,601	1,745	2,173	1,194	1,430
1615 営業用貨物自動車運転者(大型車を除く)	1,112	1,280	1,403	1,424	1,500	1,635	2,036	-	1,344
1616 自家用貨物自動車運転者	1,110	1,278	1,401	1,422	1,497	1,632	2,032	1,160	1,342
1619 その他の自動車運転従事者	1,384	1,593	1,747	1,773	1,867	2,034	2,534	1,491	1,656
1624 航空機操縦士	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1631 車掌	886	1,020	1,118	1,135	1,195	1,302	1,622	960	1,086
1639 他に分類されない輸送従事者	1,005	1,157	1,268	1,287	1,356	1,477	1,840	1,054	1,222
1641 発電員、変電員	1,159	1,334	1,463	1,485	1,563	1,704	2,122	-	1,398
1643 クレーン・ウインチ運転従事者	1,281	1,474	1,617	1,641	1,728	1,883	2,346	1,367	1,538
1645 建設・さく井機械運転従事者	1,160	1,335	1,464	1,486	1,565	1,705	2,124	-	1,399

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
1649 その他の定置・建設機械運転従事者	1,171	1,348	1,478	1,500	1,580	1,721	2,144	-	1,412
1651 建設躯体工事従事者	1,823	2,098	2,301	2,335	2,459	2,680	3,338	-	2,158
1661 大工	972	1,119	1,227	1,245	1,311	1,429	1,780	-	1,184
1666 配管従事者	1,135	1,306	1,432	1,454	1,531	1,668	2,078	1,244	1,371
1669 その他の建設従事者	1,098	1,264	1,386	1,407	1,481	1,614	2,010	1,195	1,328
1671 電気工事従事者	1,057	1,217	1,334	1,354	1,426	1,554	1,935	1,076	1,281
1681 土木従事者、鉄道線路工事従事者	1,184	1,363	1,494	1,517	1,597	1,740	2,168	1,245	1,427
1691 ダム・トンネル掘削従事者、採掘従事者	1,255	1,445	1,584	1,608	1,693	1,845	2,298	1,731	1,508
1702 船内・沿岸荷役従事者	1,254	1,443	1,583	1,606	1,692	1,843	2,296	-	1,507
1703 その他の運搬従事者	1,135	1,306	1,432	1,454	1,531	1,668	2,078	-	1,371
1711 ビル・建物清掃員	939	1,081	1,185	1,203	1,267	1,380	1,719	-	1,146
1712 清掃員（ビル・建物を除く）、廃棄物処理従事者	1,191	1,371	1,503	1,526	1,607	1,751	2,181	-	1,435
1721 包装従事者	1,081	1,244	1,364	1,385	1,458	1,589	1,979	-	1,309
1739 他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	1,020	1,174	1,287	1,307	1,376	1,499	1,868	-	1,239

注1）賃金構造基本統計調査は、企業規模10人以上の企業と集計対象している

注2）賃金構造基本統計調査の動続0年の特別給与は、採用日から6月30日までに支給されたものを集計しているため、採用日によっては冬季に支給される特別給与が含まれていない場合がある

注3）「基準値（0年）」の数値は、無期雇用かつフルタイムの労働者の「所定内給与額」及び「特別給与額（12ヶ月で除したもの）」を合算した額を各労働者の所定内労働時間で時給換算したものの平均値を算出

その際、職種別に以下のように集計し、過去3年分の統計値を用いて算出

① 令和2年から令和4年の動続年数計の賃金の伸び率を幾何平均で算出

② 令和2年の0年目の平均賃金額×①の伸び率の2乗を計算し、令和2年の賃金水準より令和4年の賃金額を推計

③ 令和3年の0年目の平均賃金額×①の伸び率を計算し、令和3年の賃金水準より令和4年の賃金額を推計

④ ②③で算出した推計賃金額及び令和4年の統計値より平均値を算出

注4）「基準値（0年）」の数値は、一般労働者の通勤手当相当分（72円）を控除

注5）「基準値（0年）」の数値は、学歴計の初任給との差（12.6％）を調整

注6）各年の数値は、基準値（0年）に賃金構造基本統計調査（産業計）から計算した能力・経験調整指数を乗じて作成

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100.0	115.1	126.2	128.1	134.9	147.0	183.1

注7）一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の基準値（0年）の額が最低賃金を下回る場合は、最低賃金の額を基準値（0年）とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること

注8）「基準値（0年）最大値」の数値は、過去に適用された当該職種の基準値（0年）の額が、令和6年度に適用される基準値（0年）の額より高い場合にその最大の額を記載

なお、令和6年度に適用される基準値（0年）の額が最も高い場合は、「-」と記載

注9）「参考値（0年）」の数値は、一般労働者の通勤手当相当分（72円）の控除及び学歴計の初任給との差（12.6％）の調整を行う前の数値

注10）サンプルサイズが30未満又は必要サンプルサイズを満たしていない場合は「-」と表示

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）

別添 2

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
職業計	1,218	1,402	1,537	1,560	1,643	1,790	2,230	-	1,429
A 管理的職業	1,535	1,767	1,937	1,966	2,071	2,256	2,811	-	1,761
01 管理的公務員	1,193	1,373	1,506	1,528	1,609	1,754	2,184	1,232	1,474
011 管理的公務員	1,193	1,373	1,506	1,528	1,609	1,754	2,184	1,232	1,474
02 法人・団体の役員	1,892	2,178	2,388	2,424	2,552	2,781	3,464	-	2,288
021 会社役員	2,265	2,607	2,858	2,901	3,055	3,330	4,147	-	2,833
029 その他の法人・団体の役員	1,520	1,750	1,918	1,947	2,050	2,234	2,783	1,812	1,743
03 法人・団体の管理職員	1,559	1,794	1,967	1,997	2,103	2,292	2,855	-	1,787
031 会社の管理職員	1,556	1,791	1,964	1,993	2,099	2,287	2,849	1,585	1,851
039 その他の法人管理職員等	1,563	1,799	1,973	2,002	2,108	2,298	2,862	-	1,717
04 その他の管理的職業	1,437	1,654	1,813	1,841	1,939	2,112	2,631	-	1,648
049 その他の管理的職業	1,437	1,654	1,813	1,841	1,939	2,112	2,631	-	1,648
B 専門的・技術的職業	1,329	1,530	1,677	1,702	1,793	1,954	2,433	-	1,596
05 研究者	1,268	1,459	1,600	1,624	1,711	1,864	2,322	1,277	1,546
051 研究者	1,268	1,459	1,600	1,624	1,711	1,864	2,322	1,277	1,546
06 農林水産技術者	1,095	1,260	1,382	1,403	1,477	1,610	2,005	-	1,289
061 農林水産技術者	1,095	1,260	1,382	1,403	1,477	1,610	2,005	-	1,289
07 開発技術者	1,267	1,458	1,599	1,623	1,709	1,862	2,320	-	1,641
071 食品開発技術者	1,196	1,377	1,509	1,532	1,613	1,758	2,190	-	1,415
072 電気・電子開発技術者等	1,288	1,482	1,625	1,650	1,738	1,893	2,358	-	1,677
073 機械開発技術者	1,255	1,445	1,584	1,608	1,693	1,845	2,298	-	1,628
074 自動車開発技術者	1,242	1,430	1,567	1,591	1,675	1,826	2,274	1,284	1,649
075 輸送用機器開発技術者	1,158	1,333	1,461	1,483	1,562	1,702	2,120	1,192	1,500
076 金属製錬・材料開発技術者	1,252	1,441	1,580	1,604	1,689	1,840	2,292	-	1,534
077 化学品開発技術者	1,282	1,476	1,618	1,642	1,729	1,885	2,347	-	1,564
079 その他の開発技術者	1,271	1,463	1,604	1,628	1,715	1,868	2,327	1,277	1,572
08 製造技術者	1,261	1,451	1,591	1,615	1,701	1,854	2,309	-	1,593
081 食品製造技術者	1,145	1,318	1,445	1,467	1,545	1,683	2,096	-	1,316
082 電気・電子製造技術者等	1,328	1,529	1,676	1,701	1,791	1,952	2,432	-	1,726
083 機械製造技術者	1,208	1,390	1,524	1,547	1,630	1,776	2,212	-	1,517
084 自動車製造技術者	1,182	1,360	1,492	1,514	1,595	1,738	2,164	-	1,469
085 輸送用機器製造技術者	1,160	1,335	1,464	1,486	1,565	1,705	2,124	1,212	1,413
086 金属製錬・材料製造技術者	1,164	1,340	1,469	1,491	1,570	1,711	2,131	1,166	1,422
087 化学品製造技術者	1,218	1,402	1,537	1,560	1,643	1,790	2,230	-	1,461
089 その他の製造技術者	1,153	1,327	1,455	1,477	1,555	1,695	2,111	1,168	1,389
09 建築・土木技術者等	1,459	1,679	1,841	1,869	1,968	2,145	2,671	-	1,894
091 建築技術者	1,429	1,645	1,803	1,831	1,928	2,101	2,616	-	1,879
092 土木技術者	1,524	1,754	1,923	1,952	2,056	2,240	2,790	-	1,945
093 測量技術者	1,236	1,423	1,560	1,583	1,667	1,817	2,263	-	1,600
10 情報処理・通信技術者	1,389	1,599	1,753	1,779	1,874	2,042	2,543	-	1,903
101 システムコンサルタント	1,431	1,647	1,806	1,833	1,930	2,104	2,620	-	2,005
102 システム設計技術者	1,404	1,616	1,772	1,799	1,894	2,064	2,571	-	1,968
103 プロジェクトマネージャー	1,729	1,990	2,182	2,215	2,332	2,542	3,166	-	2,251
104 ソフトウェア開発技術者	1,396	1,607	1,762	1,788	1,883	2,052	2,556	-	1,929
105 システム運用管理者	1,316	1,515	1,661	1,686	1,775	1,935	2,410	-	1,706
106 通信ネットワーク技術者	1,359	1,564	1,715	1,741	1,833	1,998	2,488	-	1,862
109 その他の情報処理技術者等	1,325	1,525	1,672	1,697	1,787	1,948	2,426	-	1,733
11 その他の技術者	1,250	1,439	1,578	1,601	1,686	1,838	2,289	-	1,525
119 その他の技術者	1,250	1,439	1,578	1,601	1,686	1,838	2,289	-	1,525
12 医師・薬剤師等	1,862	2,143	2,350	2,385	2,512	2,737	3,409	-	2,224
121 医師	5,812	6,690	7,335	7,445	7,840	8,544	10,642	-	6,560
122 歯科医師	2,499	2,876	3,154	3,201	3,371	3,674	4,576	-	3,634
123 獣医師	1,602	1,844	2,022	2,052	2,161	2,355	2,933	1,605	1,971
124 薬剤師	1,770	2,037	2,234	2,267	2,388	2,602	3,241	-	2,078
13 保健師、助産師等	1,328	1,529	1,676	1,701	1,791	1,952	2,432	-	1,490
131 保健師	1,323	1,523	1,670	1,695	1,785	1,945	2,422	-	1,479
132 助産師	1,479	1,702	1,866	1,895	1,995	2,174	2,708	-	1,707
133 看護師、准看護師	1,327	1,527	1,675	1,700	1,790	1,951	2,430	-	1,488

(四)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
14医療技術者	1,309	1,507	1,652	1,677	1,766	1,924	2,397	-	1,478
141診療放射線技師	1,295	1,491	1,634	1,659	1,747	1,904	2,371	1,297	1,487
142臨床工学技士	1,229	1,415	1,551	1,574	1,658	1,807	2,250	-	1,418
143臨床検査技師	1,216	1,400	1,535	1,558	1,640	1,788	2,226	-	1,406
144理学療法士	1,378	1,586	1,739	1,765	1,859	2,026	2,523	-	1,544
145作業療法士	1,346	1,549	1,699	1,724	1,816	1,979	2,465	-	1,506
146視能訓練士、言語聴覚士	1,309	1,507	1,652	1,677	1,766	1,924	2,397	-	1,471
147歯科衛生士	1,269	1,461	1,601	1,626	1,712	1,865	2,324	-	1,430
148歯科技工士	1,205	1,387	1,521	1,544	1,626	1,771	2,206	-	1,569
15その他の保健医療	1,182	1,360	1,492	1,514	1,595	1,738	2,164	-	1,335
151栄養士、管理栄養士	1,138	1,310	1,436	1,458	1,535	1,673	2,084	-	1,263
152あん摩マッサージ指圧師等	1,275	1,468	1,609	1,633	1,720	1,874	2,335	-	1,511
153柔道整復師	1,322	1,522	1,668	1,693	1,783	1,943	2,421	-	1,549
159他に分類されない保健医療	1,222	1,407	1,542	1,565	1,648	1,796	2,237	-	1,370
16社会福祉の専門的職業	1,230	1,416	1,552	1,576	1,659	1,808	2,252	-	1,358
161福祉相談・指導専門員	1,208	1,390	1,524	1,547	1,630	1,776	2,212	-	1,346
162福祉施設指導専門員	1,193	1,373	1,506	1,528	1,609	1,754	2,184	-	1,325
163保育士	1,188	1,367	1,499	1,522	1,603	1,746	2,175	-	1,307
169その他の社会福祉の職業	1,295	1,491	1,634	1,659	1,747	1,904	2,371	-	1,423
17法務の職業	1,369	1,576	1,728	1,754	1,847	2,012	2,507	-	1,736
172検察官	-	-	-	-	-	-	-	-	-
173弁護士	1,786	2,056	2,254	2,288	2,409	2,625	3,270	1,952	2,159
174弁理士	1,358	1,563	1,714	1,740	1,832	1,996	2,486	-	2,199
175司法書士	1,474	1,697	1,860	1,888	1,988	2,167	2,699	-	1,788
179その他の法務の職業	1,284	1,478	1,620	1,645	1,732	1,887	2,351	-	1,581
18経営・金融等の職業	1,360	1,565	1,716	1,742	1,835	1,999	2,490	-	1,705
181公認会計士	1,706	1,964	2,153	2,185	2,301	2,508	3,124	1,765	2,293
182税理士	1,455	1,675	1,836	1,864	1,963	2,139	2,664	-	1,950
183社会保険労務士	1,322	1,522	1,668	1,693	1,783	1,943	2,421	-	1,583
184金融・保険専門職	1,386	1,595	1,749	1,775	1,870	2,037	2,538	1,474	1,659
189その他の経営・金融等	1,279	1,472	1,614	1,638	1,725	1,880	2,342	1,284	1,554
19教育の職業	1,193	1,373	1,506	1,528	1,609	1,754	2,184	-	1,354
191幼稚園教員	1,161	1,336	1,465	1,487	1,566	1,707	2,126	-	1,262
192小学校教員	1,223	1,408	1,543	1,567	1,650	1,798	2,239	-	1,391
193中学校教員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
194高等学校教員	1,210	1,393	1,527	1,550	1,632	1,779	2,216	-	1,413
195中等教育学校教員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
196特別支援学校教員	1,105	1,272	1,395	1,416	1,491	1,624	2,023	-	1,288
197高等専門学校教員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
198大学教員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
199その他の教育の職業	1,206	1,388	1,522	1,545	1,627	1,773	2,208	-	1,388

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
24その他の専門的職業	1,212	1,395	1,530	1,553	1,635	1,782	2,219	-	1,397
241図書館司書	1,061	1,221	1,339	1,359	1,431	1,560	1,943	1,130	1,214
242学芸員	1,065	1,226	1,344	1,364	1,437	1,566	1,950	1,159	1,175
243カウンセラー	1,273	1,465	1,607	1,631	1,717	1,871	2,331	1,292	1,461
244個人教師	1,180	1,358	1,489	1,512	1,592	1,735	2,161	-	1,328
245職業スポーツ家	-	-	-	-	-	-	-	-	-
246通信機器操作員	1,162	1,337	1,466	1,489	1,568	1,708	2,128	-	1,350
249他に分類されない専門	1,270	1,462	1,603	1,627	1,713	1,867	2,325	-	1,527
C事務的職業	1,112	1,280	1,403	1,424	1,500	1,635	2,036	-	1,268
25一般事務員	1,075	1,237	1,357	1,377	1,450	1,580	1,968	-	1,208
251総務事務員	1,116	1,285	1,408	1,430	1,505	1,641	2,043	-	1,276
252人事事務員	1,273	1,465	1,607	1,631	1,717	1,871	2,331	-	1,469
253企画・調査事務員	1,272	1,464	1,605	1,629	1,716	1,870	2,329	-	1,512
254受付・案内事務員	1,074	1,236	1,355	1,376	1,449	1,579	1,966	-	1,217
255秘書	1,265	1,456	1,596	1,620	1,706	1,860	2,316	-	1,484
256電話応接事務員	1,150	1,324	1,451	1,473	1,551	1,691	2,106	-	1,298
257総合事務員	1,054	1,213	1,330	1,350	1,422	1,549	1,930	-	1,174
258医療・介護事務員	1,008	1,160	1,272	1,291	1,360	1,482	1,846	-	1,107
259その他の一般事務的職業	1,136	1,308	1,434	1,455	1,532	1,670	2,080	-	1,307
26会計事務員	1,189	1,369	1,501	1,523	1,604	1,748	2,177	-	1,414
261現金出納事務員	1,088	1,252	1,373	1,394	1,468	1,599	1,992	1,095	1,229
262銀行等窓口事務員	1,012	1,165	1,277	1,296	1,365	1,488	1,853	1,022	1,239
263経理事務員	1,174	1,351	1,482	1,504	1,584	1,726	2,150	-	1,384
269その他の会計事務的職業	1,303	1,500	1,644	1,669	1,758	1,915	2,386	-	1,626
27生産関連事務員	1,144	1,317	1,444	1,465	1,543	1,682	2,095	-	1,347
271生産現場事務員	1,162	1,337	1,466	1,489	1,568	1,708	2,128	-	1,388
272出荷・受荷係事務員	1,115	1,283	1,407	1,428	1,504	1,639	2,042	-	1,274
28営業・販売関連事務員	1,173	1,350	1,480	1,503	1,582	1,724	2,148	-	1,349
281営業・販売事務員	1,151	1,325	1,453	1,474	1,553	1,692	2,107	-	1,318
289その他の営業・販売事務	1,269	1,461	1,601	1,626	1,712	1,865	2,324	-	1,485
29外勤事務員	1,091	1,256	1,377	1,398	1,472	1,604	1,998	1,111	1,263
291集金人	1,087	1,251	1,372	1,392	1,466	1,598	1,990	1,123	1,280
292訪問調査員	1,230	1,416	1,552	1,576	1,659	1,808	2,252	1,297	1,340
299その他の外勤事務的職業	1,073	1,235	1,354	1,375	1,447	1,577	1,965	1,075	1,240
30運輸・郵便事務	1,215	1,398	1,533	1,556	1,639	1,786	2,225	-	1,377
301旅客・貨物係事務員	1,049	1,207	1,324	1,344	1,415	1,542	1,921	-	1,150
302運行管理事務員	1,228	1,413	1,550	1,573	1,657	1,805	2,248	-	1,396
303郵便事務員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31事務用機器操作の職業	1,114	1,282	1,406	1,427	1,503	1,638	2,040	-	1,298
311パソコン操作員	1,128	1,298	1,424	1,445	1,522	1,658	2,065	-	1,338
312データ入力係員	1,090	1,255	1,376	1,396	1,470	1,602	1,996	-	1,244
313コンピュータ操作員	1,154	1,328	1,456	1,478	1,557	1,696	2,113	-	1,363
319その他の事務用機器操作	1,124	1,294	1,418	1,440	1,516	1,652	2,058	-	1,308
D販売の職業	1,231	1,417	1,554	1,577	1,661	1,810	2,254	-	1,458
32商品販売の職業	1,151	1,325	1,453	1,474	1,553	1,692	2,107	-	1,332
321小売店主・店長	1,266	1,457	1,598	1,622	1,708	1,861	2,318	1,268	1,479
322卸売店主・店長	1,297	1,493	1,637	1,661	1,750	1,907	2,375	1,409	1,506
323小売店販売員	1,140	1,312	1,439	1,460	1,538	1,676	2,087	-	1,320
324卸売・商品実演販売員	1,225	1,410	1,546	1,569	1,653	1,801	2,243	-	1,393
325商品訪問・移動販売員	1,129	1,299	1,425	1,446	1,523	1,660	2,067	1,143	1,240
326再生資源回収・卸売人	1,221	1,405	1,541	1,564	1,647	1,795	2,236	-	1,389
327商品仕入営業員	1,301	1,497	1,642	1,667	1,755	1,912	2,382	-	1,572
33販売類似的職業	1,296	1,492	1,636	1,660	1,748	1,905	2,373	-	1,550
331不動産仲介・売買人	1,317	1,516	1,662	1,687	1,777	1,936	2,411	-	1,584
332保険代理人、保険仲立人	1,189	1,369	1,501	1,523	1,604	1,748	2,177	-	1,439
333有価証券売買・仲立人	-	-	-	-	-	-	-	-	-
334質屋店主・店員	1,192	1,372	1,504	1,527	1,608	1,752	2,183	-	1,439
339その他の販売類似的職業	1,182	1,360	1,492	1,514	1,595	1,738	2,164	-	1,323

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
34営業の職業	1,278	1,471	1,613	1,637	1,724	1,879	2,340	-	1,532
341飲食料品販売営業員	1,252	1,441	1,580	1,604	1,689	1,840	2,292	-	1,412
342化学品販売営業員	1,233	1,419	1,556	1,579	1,663	1,813	2,258	-	1,460
343医薬品営業員	1,283	1,477	1,619	1,644	1,731	1,886	2,349	-	1,435
344機械器具販売営業員	1,227	1,412	1,548	1,572	1,655	1,804	2,247	-	1,485
345通信・情報システム営業員	1,340	1,542	1,691	1,717	1,808	1,970	2,454	-	1,682
346金融・保険営業員	1,221	1,405	1,541	1,564	1,647	1,795	2,236	-	1,487
347不動産営業員	1,352	1,556	1,706	1,732	1,824	1,987	2,476	-	1,643
349その他の営業の職業	1,285	1,479	1,622	1,646	1,733	1,889	2,353	-	1,531
Eサービスの職業	1,162	1,337	1,466	1,489	1,568	1,708	2,128	-	1,309
35家庭生活支援サービス	1,189	1,369	1,501	1,523	1,604	1,748	2,177	-	1,292
351家政婦(夫)、家事手伝	1,199	1,380	1,513	1,536	1,617	1,763	2,195	-	1,279
359その他の家庭生活サービ	1,181	1,359	1,490	1,513	1,593	1,736	2,162	-	1,304
36介護サービスの職業	1,136	1,308	1,434	1,455	1,532	1,670	2,080	-	1,247
361施設介護員	1,107	1,274	1,397	1,418	1,493	1,627	2,027	-	1,223
362訪問介護職	1,263	1,454	1,594	1,618	1,704	1,857	2,313	-	1,356
37保健医療サービス	999	1,150	1,261	1,280	1,348	1,469	1,829	-	1,091
371看護助手	963	1,108	1,215	1,234	1,299	1,416	1,763	-	1,044
372歯科助手	1,032	1,188	1,302	1,322	1,392	1,517	1,890	-	1,134
379その他の保健医療サービ	1,013	1,166	1,278	1,298	1,367	1,489	1,855	-	1,115
38生活衛生サービス	1,226	1,411	1,547	1,571	1,654	1,802	2,245	-	1,461
381理容師	1,381	1,590	1,743	1,769	1,863	2,030	2,529	-	1,655
382美容師	1,217	1,401	1,536	1,559	1,642	1,789	2,228	-	1,477
383美容サービス職	1,139	1,311	1,437	1,459	1,537	1,674	2,086	-	1,335
384浴場従事人	1,088	1,252	1,373	1,394	1,468	1,599	1,992	-	1,202
385クリーニング職	1,066	1,227	1,345	1,366	1,438	1,567	1,952	-	1,138
389その他の生活衛生サービ	1,041	1,198	1,314	1,334	1,404	1,530	1,906	-	1,155
39飲食物調理の職業	1,200	1,381	1,514	1,537	1,619	1,764	2,197	-	1,381
391調理人	1,200	1,381	1,514	1,537	1,619	1,764	2,197	-	1,381
392バーテンダー	1,259	1,449	1,589	1,613	1,698	1,851	2,305	-	1,463
40接客・給仕の職業	1,242	1,430	1,567	1,591	1,675	1,826	2,274	-	1,428
401飲食店主・店長	1,397	1,608	1,763	1,790	1,885	2,054	2,558	-	1,616
402旅館・ホテル支配人	1,648	1,897	2,080	2,111	2,223	2,423	3,017	-	1,773
403飲食物給仕係	1,238	1,425	1,562	1,586	1,670	1,820	2,267	1,281	1,449
404旅館・ホテル・乗物接客員	1,123	1,293	1,417	1,439	1,515	1,651	2,056	-	1,268
405接客社交係、芸者等	1,165	1,341	1,470	1,492	1,572	1,713	2,133	-	1,347
406娯楽場等接客員	1,177	1,355	1,485	1,508	1,588	1,730	2,155	-	1,318
409その他の接客・給仕の職業	1,180	1,358	1,489	1,512	1,592	1,735	2,161	1,181	1,366
41居住施設・ビルの管理	1,172	1,349	1,479	1,501	1,581	1,723	2,146	-	1,296
411マンション管理人等	1,121								

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
45その他の保安職業	1,091	1,256	1,377	1,398	1,472	1,604	1,998	-	1,187
451看守	-	-	-	-	-	-	-	-	-
452消防員	1,070	1,232	1,350	1,371	1,443	1,573	1,959	-	1,177
453警備員	1,082	1,245	1,365	1,386	1,460	1,591	1,981	-	1,155
459他に分類されない保安	1,099	1,265	1,387	1,408	1,483	1,616	2,012	-	1,216
G 農林漁業の職業	1,130	1,301	1,426	1,448	1,524	1,661	2,069	-	1,309
46農業の職業	1,119	1,288	1,412	1,433	1,510	1,645	2,049	-	1,287
461農耕作業員	1,050	1,209	1,325	1,345	1,416	1,544	1,923	-	1,162
462養畜作業員	1,118	1,287	1,411	1,432	1,508	1,643	2,047	-	1,263
463植木職・造園師	1,209	1,392	1,526	1,549	1,631	1,777	2,214	-	1,481
469その他の農業の職業	1,103	1,270	1,392	1,413	1,488	1,621	2,020	-	1,248
47林業の職業	1,156	1,331	1,459	1,481	1,559	1,699	2,117	-	1,375
471育林作業員	1,130	1,301	1,426	1,448	1,524	1,661	2,069	-	1,350
472伐木・造材・集材作業員	1,173	1,350	1,480	1,503	1,582	1,724	2,148	-	1,396
479その他の林業の職業	1,072	1,234	1,353	1,373	1,446	1,576	1,963	-	1,251
48漁業の職業	1,175	1,352	1,483	1,505	1,585	1,727	2,151	-	1,319
481漁労作業員	1,245	1,433	1,571	1,595	1,680	1,830	2,280	-	1,394
482漁労船の船長・航海士等	-	-	-	-	-	-	-	-	-
483海藻・貝類採取作業員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
484水産養殖作業員	1,151	1,325	1,453	1,474	1,553	1,692	2,107	-	1,296
489その他の漁業の職業	1,040	1,197	1,312	1,332	1,403	1,529	1,904	1,060	1,166
H 生産工程の職業	1,118	1,287	1,411	1,432	1,508	1,643	2,047	-	1,340
49生産設備（金属）	1,111	1,279	1,402	1,423	1,499	1,633	2,034	-	1,321
491製鉄・製鋼製錬設備等	1,115	1,283	1,407	1,428	1,504	1,639	2,042	-	1,335
492鋳造・鍛造設備	1,092	1,257	1,378	1,399	1,473	1,605	1,999	-	1,305
493金属工作設備制御・監視員	1,097	1,263	1,384	1,405	1,480	1,613	2,009	-	1,315
494金属プレス設備	1,078	1,241	1,360	1,381	1,454	1,585	1,974	-	1,269
495鉄工・製缶設備	1,136	1,308	1,434	1,455	1,532	1,670	2,080	-	1,390
496板金設備制御・監視員	1,109	1,276	1,400	1,421	1,496	1,630	2,031	-	1,347
497めっき・金属研磨設備	1,101	1,267	1,389	1,410	1,485	1,618	2,016	-	1,298
498金属溶接・溶断設備	1,136	1,308	1,434	1,455	1,532	1,670	2,080	-	1,349
499その他の生産設備（金属）	1,126	1,296	1,421	1,442	1,519	1,655	2,062	-	1,324
50生産設備（金属除く）	1,103	1,270	1,392	1,413	1,488	1,621	2,020	-	1,283
501化学製品生産設備	1,124	1,294	1,418	1,440	1,516	1,652	2,058	-	1,355
502窯業製品生産設備	1,137	1,309	1,435	1,456	1,534	1,671	2,082	-	1,318
503食料品生産設備	1,107	1,274	1,397	1,418	1,493	1,627	2,027	-	1,265
504飲料・たばこ生産設備	1,061	1,221	1,339	1,359	1,431	1,560	1,943	-	1,235
505紡織・衣服生産設備等	1,041	1,198	1,314	1,334	1,404	1,530	1,906	-	1,189
506木製製品生産設備等	1,098	1,264	1,386	1,407	1,481	1,614	2,010	-	1,261
507印刷・製本設備	1,094	1,259	1,381	1,401	1,476	1,608	2,003	-	1,276
508ゴム生産設備等	1,098	1,264	1,386	1,407	1,481	1,614	2,010	-	1,278
509その他の生産設備	1,109	1,276	1,400	1,421	1,496	1,630	2,031	-	1,294
51生産設備（機械）	1,112	1,280	1,403	1,424	1,500	1,635	2,036	-	1,294
511一般機械器具組立設備	1,118	1,287	1,411	1,432	1,508	1,643	2,047	-	1,335
512電気機械器具組立設備	1,105	1,272	1,395	1,416	1,491	1,624	2,023	-	1,255
513自動車組立設備	1,115	1,283	1,407	1,428	1,504	1,639	2,042	-	1,282
514輸送用機械器具組立設備	1,115	1,283	1,407	1,428	1,504	1,639	2,042	1,135	1,362
515計量計測機器組立設備等	1,114	1,282	1,406	1,427	1,503	1,638	2,040	-	1,222
52金属材料製造等	1,132	1,303	1,429	1,450	1,527	1,664	2,073	-	1,379
521製鉄工・製鋼工	1,131	1,302	1,427	1,449	1,526	1,663	2,071	-	1,337
522非鉄金属製錬工	1,113	1,281	1,405	1,426	1,501	1,636	2,038	-	1,298
523鋳物製造工	1,100	1,266	1,388	1,409	1,484	1,617	2,014	-	1,269
524鍛造工	1,212	1,395	1,530	1,553	1,635	1,782	2,219	1,268	1,460
525金属熱処理工	1,122	1,291	1,416	1,437	1,514	1,649	2,054	-	1,315
526圧延工	1,103	1,270	1,392	1,413	1,488	1,621	2,020	-	1,321
527汎用金属工作機械工	1,113	1,281	1,405	1,426	1,501	1,636	2,038	-	1,345
528数値制御金属工作機械工	1,108	1,275	1,398	1,419	1,495	1,629	2,029	-	1,360
531金属プレス工	1,089	1,253	1,374	1,395	1,469	1,601	1,994	-	1,291
532鉄工・製缶工	1,157	1,332	1,460	1,482	1,561	1,701	2,118	-	1,442
533板金工	1,167	1,343	1,473	1,495	1,574	1,715	2,137	-	1,481

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
534めっき工、金属研磨工	1,092	1,257	1,378	1,399	1,473	1,605	1,999	-	1,264
535くぎ・ばね製造工等	1,094	1,259	1,381	1,401	1,476	1,608	2,003	-	1,283
536金属製品製造工	1,103	1,270	1,392	1,413	1,488	1,621	2,020	-	1,323
537金属溶接・溶断工	1,175	1,352	1,483	1,505	1,585	1,727	2,151	-	1,435
539その他の金属材料製造等	1,124	1,294	1,418	1,440	1,516	1,652	2,058	-	1,313
54製品製造・加工処理	1,067	1,228	1,347	1,367	1,439	1,568	1,954	-	1,214
541化学製品製造工	1,100	1,266	1,388	1,409	1,484	1,617	2,014	-	1,283
542窯業・土石製品製造工	1,116	1,285	1,408	1,430	1,505	1,641	2,043	-	1,288
543精穀・製粉製造工等	1,066	1,227	1,345	1,366	1,438	1,567	1,952	-	1,200
544めん類製造工	1,051	1,210	1,326	1,346	1,418	1,545	1,924	-	1,167
545パン・菓子製造工	1,073	1,235	1,354	1,375	1,447	1,577	1,965	-	1,226
546豆腐・こんにゃく製造工等	1,055	1,214	1,331	1,351	1,423	1,551	1,932	-	1,180
547かん詰・びん詰製造工等	989	1,138	1,248	1,267	1,334	1,454	1,811	-	1,097
548乳・乳製品製造工	1,032	1,188	1,302	1,322	1,392	1,517	1,890	-	1,156
551食肉加工品製造工	1,101	1,267	1,389	1,410	1,485	1,618	2,016	-	1,241
552水産物加工工	1,020	1,174	1,287	1,307	1,376	1,499	1,868	-	1,114
553保存食品製造工等	1,035	1,191	1,306	1,326	1,396	1,521	1,895	-	1,157
554弁当・惣菜類製造工	1,097	1,263	1,384	1,405	1,480	1,613	2,009	-	1,211
555野菜つけ物工	1,023	1,177	1,291	1,310	1,380	1,504	1,873	-	1,116
556飲料・たばこ製造工	1,067	1,228	1,347	1,367	1,439	1,568	1,954	-	1,199
557紡織工	1,022	1,176	1,290	1,309	1,379	1,502	1,871	-	1,151
558衣服・繊維製品製造工	935	1,076	1,180	1,198	1,261	1,374	1,712	-	1,010
561木製製品製造工	1,071	1,233	1,352	1,372	1,445	1,574	1,961	-	1,250
562パルプ・紙・紙製品製造工	1,062	1,222	1,340	1,360	1,433	1,561	1,945	-	1,203
563印刷・製本作業員	1,090	1,255	1,376	1,396	1,470	1,602	1,996	-	1,271
564ゴム製品製造工	1,066	1,227	1,345	1,366	1,438	1,567	1,952	-	1,195
565プラスチック製品製造工	1,088	1,252	1,373	1,394	1,468	1,599	1,992	-	1,260
569その他の製品製造等	1,087	1,251	1,372	1,392	1,466	1,598	1,990	-	1,238
57機械組立の職業	1,100	1,266	1,388	1,409	1,484	1,617	2,014	-	1,311
571一般機械器具組立工	1,143	1,316	1,442	1,464	1,542	1,680	2,093	-	1,397
572電気機械組立工	1,068	1,229	1,348	1,368	1,441	1,570	1,956	-	1,288
573電気通信機械器具組立工	1,052	1,211	1,328	1,348	1,419	1,546	1,926	-	1,196
574電子応用機械器具組立工	1,102	1,268	1,391	1,412	1,487	1,620	2,018	-	1,336
575電子機械器具組立工等	1,032	1,188	1,302	1,322	1,392	1,517	1,890	-	1,186
576半導体製品製造工	1,075	1,237	1,357	1,377	1,450	1,580	1,968	-	1,263
577電球・電子管組立工	1,012	1,165	1,277	1,296	1,365	1,488	1,853	1,020	1,130
578乾電池・蓄電池製造工	1,111	1,279	1,402	1,423	1,499	1,633	2,034	-	1,208
581被覆電線製造工	1,030	1,186	1,300	1,319	1,389	1,514	1,886	-	1,184
582束線工	965	1,111	1,218	1,236	1,302	1,419	1,767	-	1,061
583電子機器部品組立工	1,025	1,180	1,294	1,313	1,383	1,507	1,877	-	1,167
584自動車組立工	1,097	1,263	1,384	1,405	1,480	1,613	2,009	-	1,251
585輸送用機械器具組立工	1,102	1,268	1,391	1,412	1,487	1,620	2,018	-	1,297
586計量計測機器組立工	1,082	1,245	1,365	1,386	1,460	1,591	1,981	1,088	1,273
587光学機械器具組立工	1,049	1,207	1,324	1,344	1,415	1,542	1,921	-	1,205
588レンズ研磨工・加工工	1,035	1,191	1,306	1,326	1,396	1,521	1,895	1,060	1,175
591時計組立工	979	1,127	1,235	1,254	1,321	1,439	1,793	-	1,098
599その他の機械組立の職業	1,112	1,280	1,403	1,424	1,500	1,635	2,036	-	1,337
60機械整備・修理の職業	1,152	1,326	1,454	1,476	1,554	1,693	2,109	-	1,416
601一般機械器具修理工	1,159	1,334	1,463	1,485	1,563	1,704	2,122	-	1,424
602電気機械器具修理工	1,171	1,348	1,478	1,500	1,580	1,721	2,144	-	1,456
603自動車整備工	1,144	1,317	1,444	1,465	1,543	1,682	2,095	-	1,407
604輸送用機械器具整備等	1,149	1,322	1,450	1,472	1,550	1,689	2,104	-	1,380
605計量計測機器修理工等	1,226	1,411	1,547	1,571	1,654	1,802	2,245	-	1,463
61製品検査（金属）	1,081	1,244	1,364	1,385	1,458	1,589	1,979	-	1,280
611金属材料検査工	1,081	1,244	1,364	1,385	1,458	1,589	1,979	-	1,267
612金属加工・溶接検査工	1,081	1,244	1,364	1,385	1,458	1,589	1,979	-	1,284
62製品検査（金属除く）	1,057	1,217	1,334	1,354	1,426	1,554	1,935	-	1,191
621化学製品検査工	1,141	1,313	1,440	1,462	1,539	1,677	2,089	-	1,337
622窯業製品検査工	1,141	1,313	1,440	1,462	1,539	1,677	2,089	-	1,320
623食料品検査工	1,079	1,242	1,362	1,382	1,456	1,586	1,976	-	1,204

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
624飲料・たばこ検査工	1,099	1,265	1,387	1,408	1,483	1,616	2,012	-	1,280
625紡織・衣服製品検査工等	953	1,097	1,203	1,221	1,286	1,401	1,745	-	1,036
626木製製品・パルプ検査工等	1,025	1,180	1,294	1,313	1,383	1,507	1,877	-	1,121
627印刷・製本検査工	1,029	1,184	1,299	1,318	1,388	1,513	1,884	1,031	1,148
628ゴム製品検査工等	1,010	1,163	1,275	1,294	1,362	1,485	1,849	-	1,119
629その他の製品検査の職業	1,064	1,225	1,343	1,363	1,435	1,564	1,948	-	1,215
63機械検査の職業	1,105	1,272	1,395	1,416	1,491	1,624	2,023	-	1,301
631一般機械器具検査工	1,120	1,289	1,413	1,435	1,511	1,646	2,051	-	1,332
632電気機械器具検査工	1,065	1,226	1,344	1,364	1,437	1,566	1,950	-	1,230
633自動車検査工	1,166	1,342	1,471	1,494	1,573	1,714	2,135	1,181	1,400
634輸送用機械器具検査工	1,097	1,263	1,384	1,405	1,480	1,613	2,009	1,133	1,293
635計量計測機器検査工等	1,083	1,247	1,367	1,387	1,461	1,592	1,983	1,092	1,263
64生産関連・生産類似	1,177	1,355	1,485	1,508	1,588	1,730	2,155	-	1,490
641塗装工	1,171	1,348	1,478	1,500	1,580	1,721	2,144	-	1,490
642画工、看板制作工	1,132	1,303	1,429	1,450	1,527	1,664	2,073	-	1,395
643製図工	1,200	1,381	1,514	1,537	1,619	1,764	2,197	-	1,530
644パタンナー	1,071	1,233	1,352	1,372	1,445	1,574	1,961	-	1,236
649その他の生産関連等	1,113	1,281	1,405	1,426	1,501	1,636	2,038	-	1,301
I 輸送・機械運転の職業	1,267	1,458	1,599	1,623	1,709	1,862	2,320	-	1,433
65鉄道運転の職業	951	1,095	1,200	1,218	1,283	1,398	1,741	998	1,073
651電車運転士	953	1,097	1,203	1,221	1,286	1,401	1,745	984	1,082
659その他の鉄道運転の職業	949	1,092	1,198	1,216	1,280	1,395	1,738	1,015	1,063
66自動車運転の職業	1,277	1,470	1,612	1,636	1,723	1,877	2,338	-	1,433
661バス運転手	1,156	1,331	1,459	1,481	1,559	1,699	2,117	-	1,277
662乗用自動車運転手	1,049	1,207	1,324	1,344	1,415	1,542	1,921	-	1,140
663貨物自動車運転手	1,348	1,552	1,701	1,727	1,818	1,982	2,468	-	1,523
669その他の自動車運転の職業	1,265	1,456	1,596	1,620	1,706	1,860	2,316	-	1,450
67船舶・航空機運転	1,353	1,557	1,707	1,733	1,825	1,989	2,477	1,376	1,643
671船長（漁労船を除く）	1,363	1,569	1,720	1,746	1,839	2,004	2,496	1,366	1,631
672航海士・運航士、水先人	1,312	1,510	1,656	1,681	1,770	1,929	2,402	1,316	1,650
673船舶機関長・機関士	-	-	-	-	-	-	-	-	-
674航空機操縦士	-	-	-	-	-	-	-	-	-
68その他の輸送の職業	1,156	1,331	1,459	1,481	1,559	1,699	2,117	-	1,275
681車掌	971	1,118	1,225	1,244	1,310	1,427	1,778	983	1,060
682駅構内係	990	1,139	1,249	1,268	1,336	1,455	1,813	-	1,052
683甲板員、船舶機関員	1,281	1,474	1,617	1,641	1,728	1,883	2,346	1,332	1,543
684フォークリフト運転作業員	1,158	1,333	1,461	1,483	1,562	1,702	2,120	-	1,272
689他に分類されない輸送	1,131	1,302	1,427	1,449	1,526	1,663	2,071	1,152	1,297
69定置・建設機械運転	1,258	1,448	1,588	1,611	1,697	1,849	2,303	-	1,477
691発電員、変電員	1,221	1,405	1,541	1,564	1,647	1,795	2,236	-	1,486
692ボイラーオペレーター	1,100	1,266	1,388	1,409	1,484	1,617	2,014	-	1,267
693クレーン・巻上機運転工	1,304	1,501	1,646	1,670	1,759	1,917	2,388	-	1,572
694ポンプ・送風機運転工	1,204	1,386	1,519	1,542	1,624	1,770	2,205	-	1,390
695建設機械運転工	1,328	1,529	1,676	1,701	1,791	1,952	2,432	-	1,579
696玉掛作業員	1,236	1,423	1,560	1,583	1,667	1,817	2,263	-	1,406
697ビル設備管理員	1,222	1,407	1,542	1,565	1,648	1,796	2,237	-	1,390
699その他の定置機械運転等	1,113	1,281	1,405	1,426	1,501	1,636	2,038	-	1,306
J 建設・採掘の職業	1,253	1,442	1,581	1,605	1,690	1,842	2,294	-	1,575
70建設躯体工事の職業	1,318	1,517	1,663	1,688	1,778	1,937	2,413	-	1,682
701型枠大工	1,287	1,481	1,624	1,649	1,736	1,892	2,356	-	1,647
702とび工	1,335	1,537	1,685	1,710	1,801	1,962	2,444	-	1,700
703鉄筋工	1,274	1,466	1,608	1,632	1,719	1,873	2,333	-	1,637
71建設の職業	1,245	1,433	1,571	1,595	1,680	1,830	2,280	-	1,580
711大工	1,253	1,442	1,581	1,605	1,690	1,842	2,294	-	1,607
712ブロック積工、タイル張工	1,294	1,489	1,633	1,658	1,746	1,902	2,369	-	1,637
713屋根ふき工	1,208	1,390	1,524	1,547	1,630	1,776	2,212	1,209	1,553
714左官	1,257	1,447	1,586	1,610	1,696	1,848	2,302	-	1,587
715量工	1,133	1,304	1,430	1,451	1,528	1,666	2,075	-	1,314
716配管工	1,234	1,420	1,557	1,581	1,665	1,814	2,259	-	1,569
717内装工	1,235	1,421	1,559	1,582	1,666	1,815	2,261	-	1,576

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
718防水工	1,295	1,491	1,634	1,659	1,747	1,904	2,371	-	1,674
719その他の建設の職業	1,251	1,440	1,579	1,603	1,688	1,839	2,291	-	1,557
72電気工事の職業	1,207	1,389	1,523	1,546	1,628	1,774	2,210	-	1,545
721送電線架線・敷設作業員	1,273	1,465	1,607	1,631	1,717	1,871	2,331	-	1,596
722配電線架線・敷設作業員	1,183	1,362	1,493	1,515	1,596	1,739	2,166	1,189	1,486
723通信線架線・敷設作業員	1,135	1,306	1,432	1,454	1,531	1,668	2,078	-	1,439
724電気通信設備作業員	1,209	1,392	1,526	1,549	1,631	1,777	2,214	-	1,538
725電気工事作業員	1,208	1,390	1,524	1,547	1,630	1,776	2,212	-	1,551
73土木の職業	1,258	1,448	1,588	1,611	1,697	1,849	2,303	-	1,544
731土木作業員	1,256	1,446	1,585	1,609	1,694	1,846	2,300	-	1,543
732鉄道線路工事作業員	1,352	1,556	1,706	1,732	1,824	1,987	2,476	-	1,578
733ダム・トンネル掘削作業員	1,680	1,934	2,120	2,152	2,266	2,470	3,076	-	2,239
74採掘の職業	1,234	1,420	1,557	1,581	1,665	1,814	2,259	-	1,427
741採鉱員	1,120	1,289	1,413	1,435	1,511	1,646	2,051	-	1,326
742石切出作業員	1,199	1,380	1,513	1,536	1,617	1,763	2,195	-	1,372
743じり・砂採取作業員等	1,252	1,441	1,580	1,604	1,689	1,840	2,292	-	1,408
749その他の採掘の職業	1,352	1,556	1,706	1,732	1,824	1,987	2,476	1,394	1,612
K運搬・清掃等の職業	1,143	1,316	1,442	1,464	1,542	1,680	2,093	-	1,271
75運搬の職業	1,169	1,346	1,475	1,497	1,577	1,718	2,140	-	1,303
751郵便集配員、電報配達員	1,210	1,393	1,527	1,550	1,632	1,779	2,216	1,239	1,369
752港湾荷役作業員	1,137	1,309	1,435	1,456	1,534	1,671	2,082	-	1,274
753陸上荷役・運搬作業員	1,199	1,380	1,513	1,536	1,617	1,763	2,195	-	1,342
754倉庫作業員	1,142	1,314	1,441	1,463	1,541	1,679	2,091	-	1,272
755配達員	1,185	1,364	1,495	1,518	1,599	1,742	2,170	-	1,319
756荷造作業員	1,082	1,245	1,365	1,386	1,460	1,591	1,981	-	1,205
76清掃の職業	1,121	1,290	1,415	1,436	1,512	1,648	2,053	-	1,238
761ビル・建物清掃員	1,056	1,215	1,333	1,353	1,425	1,552	1,934	-	1,137
762ハウスクリーニング作業員	1,156	1,331	1,459	1,481	1,559	1,699	2,117	-	1,368
763道路・公園清掃員	1,183	1,362	1,493	1,515	1,596	1,739	2,166	-	1,341
764ごみ収集・し尿汲取作業員	1,145	1,318	1,445	1,467	1,545	1,683	2,096	-	1,247
765産業廃棄物収集作業員	1,201	1,382	1,516	1,538	1,620	1,765	2,199	-	1,340
769その他の清掃の職業	1,200	1,381	1,514	1,537	1,619	1,764	2,197	-	1,362
77包装の職業	1,027	1,182	1,296	1,316	1,385	1,510	1,880	-	1,116
771製品包装作業員	1,027	1,182	1,296	1,316	1,385	1,510	1,880	-	1,115
779その他の包装の職業	1,016	1,169	1,282	1,301	1,371	1,494	1,860	-	1,129
78その他の運搬等の職業	1,121	1,290	1,415	1,436	1,512	1,648	2,053	-	1,254
781選別作業員	1,116	1,285	1,408	1,430	1,505	1,641	2,043	-	1,225
782軽作業員	1,127	1,297	1,422	1,444	1,520	1,657	2,064	-	1,274
789他に分類されない運搬等	1,106	1,273	1,396	1,417	1,492	1,626	2,025	-	1,251

- 注1) 上記職業分類は、平成23年改定「厚生労働省編職業分類」に基づくもの
- 注2) 「基準値(0年)」の数値は、令和4年度にハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの求人に係る求人賃金(月給)の下限額の平均を、一定の計算方法(月額×12÷52÷40)で時給換算し、賃金構造基本統計調査から計算した賞与指数「1.02」を乗じて作成
- 注3) 賞与指数の計算には、賃金構造基本統計調査の動続0年の特別給与が使われているが、賃金構造基本統計調査の動続0年の特別給与は、採用日から6月30日までに支給されたものを集計しているため、採用日によっては冬季に支給される特別給与が含まれていない場合がある
- 注4) 各年の数値は、基準値(0年)に賃金構造基本統計調査(産業計)から計算した能力・経験調整指数を乗じて作成
- | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0年 | 1年 | 2年 | 3年 | 5年 | 10年 | 20年 |
| 100.0 | 115.1 | 126.2 | 128.1 | 134.9 | 147.0 | 183.1 |
- 注5) 一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の基準値(0年)が最低賃金を下回る場合には、最低賃金の額を基準値(0年)とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること
- 注6) 「基準値(0年)最大値」の数値は、過去に適用された当該職種の基準値(0年)の額が、令和6年度に適用される基準値(0年)よりも高い場合にその最大の額を記載なお、令和6年度に適用される基準値(0年)の額が最も高い場合は「-」と記載
- 注7) 「参考値(0年)」の数値は、令和4年度にハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの求人に係る求人賃金(月給)の上限額と下限額の中間値の平均を時給換算(月額×12÷52÷40)し、賞与指数「1.02」を乗じた数値
- 注8) 求人数が30件未満の場合は「-」と表示

職業安定業務統計による地域指数

別添 3

	都道府県別地域指数（※）
全国計	100.0
北海道	94.0
青森	84.4
岩手	87.2
宮城	97.0
秋田	87.0
山形	89.6
福島	93.4
茨城	101.1
栃木	99.4
群馬	98.6
埼玉	106.6
千葉	106.2
東京	113.9
神奈川	109.6
新潟	94.8
富山	97.2
石川	97.5
福井	97.8
山梨	99.3
長野	97.9
岐阜	100.6
静岡	100.5
愛知	105.2
三重	99.1
滋賀	99.0
京都	101.6
大阪	108.4
兵庫	102.1
奈良	102.3
和歌山	94.1
鳥取	89.2
島根	87.8
岡山	96.0
広島	97.1
山口	91.8
徳島	91.3
香川	95.6
愛媛	91.1
高知	89.2
福岡	95.2
佐賀	87.7
長崎	86.0
熊本	89.1
大分	90.2
宮崎	85.7
鹿児島	87.9
沖縄	86.9

※ 令和２年度から令和４年度に全国のハローワークで受理した
無期雇用かつフルタイムの求人をもとに、賃金（月給）の上限額
と下限額の間値の平均の全国計を１００として、職業大分類の
構成比の違いを除去して指数化

職業安定業務統計による地域指数

	ハローワーク別地域指数（※）
全国計	100.0
北海道	94.0
0101 札幌計	100.8
0102 函館計	89.8
0103 旭川計	89.7
0104 帯広計	94.9
0105 北見計	90.1
0106 紋別計	90.2
0107 小樽計	87.2
0108 滝川計	88.8
0109 釧路計	89.4
0110 室蘭計	92.6
0111 岩見沢計	90.6
0112 稚内計	90.5
0113 岩内計	94.5
0114 留萌計	88.5
0115 名寄計	91.7
0116 浦河計	92.8
0118 網走計	90.1
0119 苫小牧計	94.3
0120 根室計	90.8
0123 札幌東計	94.1
0124 札幌北計	96.0
0125 千歳計	93.2
青森	84.4
0201 青森計	84.9
0202 八戸計	85.7
0203 弘前計	82.3
0204 むつ計	85.0
0205 野辺地計	86.3
0206 五所川原計	79.1
0208 三沢計	85.9
0209 黒石計	80.6
岩手	87.2
0301 盛岡計	88.3
0302 釜石計	82.4
0303 宮古計	83.6
0304 花巻計	88.0
0305 一関計	88.5
0306 水沢計	86.4
0307 北上計	89.6
0308 大船渡計	87.0
0309 二戸計	83.0
0310 久慈計	83.3

	ハローワーク別地域指数（※）
宮城	97.0
0401 仙台計	101.0
0402 石巻計	90.5
0403 塩釜計	93.5
0404 古川計	89.9
0405 大河原計	88.9
0406 築館計	88.8
0407 迫計	87.3
0408 気仙沼計	87.8
秋田	87.0
0501 秋田計	89.6
0502 能代計	87.8
0503 大館計	83.9
0504 大曲計	86.3
0505 本荘計	87.2
0506 横手計	83.8
0507 湯沢計	83.2
0508 鹿角計	83.7
山形	89.6
0601 山形計	91.2
0602 米沢計	89.9
0603 酒田計	88.8
0604 鶴岡計	89.2
0605 新庄計	87.7
0606 長井計	86.1
0607 村山計	90.9
0608 寒河江計	89.4
福島	93.4
0701 福島計	89.6
0702 いわき計	94.6
0703 会津若松計	87.3
0704 郡山計	98.1
0705 白河計	90.0
0706 須賀川計	90.6
0708 二本松計	91.3
0712 相双計	97.8
茨城	101.1
0801 水戸計	99.0
0802 日立計	98.7
0803 筑西計	97.9
0804 土浦計	102.4
0805 古河計	108.3
0806 常総計	102.5
0808 石岡計	98.1
0809 常陸大宮計	93.9

	ハローワーク別地域指数（※）
0810 竜ヶ崎計	103.5
0811 高萩計	91.2
0812 常陸鹿嶋計	101.1
栃木	99.4
0901 宇都宮計	100.2
0902 鹿沼計	103.8
0903 栃木計	98.3
0904 佐野計	97.4
0905 足利計	97.3
0906 真岡計	96.8
0907 矢板計	98.6
0908 大田原計	97.4
0909 小山計	100.7
0911 日光計	97.3
0912 黒磯計	96.5
群馬	98.6
1001 前橋計	95.5
1002 高崎計	101.4
1003 桐生計	93.4
1004 伊勢崎計	101.3
1005 太田計	100.4
1006 館林計	99.3
1007 沼田計	97.0
1008 群馬富岡計	97.8
1009 藤岡計	96.1
1010 渋川計	97.4
埼玉	106.6
1101 川口計	107.9
1102 熊谷計	101.2
1103 大宮計	108.8
1104 川越計	105.6
1105 浦和計	108.7
1106 所沢計	105.4
1107 秩父計	96.7
1108 春日部計	104.1
1109 行田計	100.8
1110 草加計	111.2
1111 朝霞計	107.3
1112 越谷計	107.5
千葉	106.2
1201 千葉計	107.4
1202 市川計	109.4
1203 銚子計	99.3
1204 館山計	97.7
1205 木更津計	105.6
1206 佐原計	100.0

	ハローワーク別地域指数（※）
1207 茂原計	102.8
1208 松戸計	107.6
1209 船橋計	108.8
1210 成田計	106.0
1211 千葉南計	104.9
東京	113.9
1301 飯田橋計	114.7
1303 上野計	111.3
1304 品川計	114.9
1306 大森計	111.5
1307 渋谷計	113.8
1308 新宿計	116.6
1309 池袋計	114.4
1310 王子計	111.7
1311 足立計	111.3
1312 墨田計	114.2
1313 木場計	111.1
1314 八王子計	107.5
1315 立川計	108.4
1316 青梅計	108.9
1317 三鷹計	114.7
1319 町田計	109.1
1320 府中計	109.6
神奈川	109.6
1401 横浜計	112.3
1403 戸塚計	107.4
1404 川崎計	110.1
1405 横須賀計	106.1
1406 平塚計	106.4
1407 小田原計	103.9
1408 藤沢計	107.9
1409 相模原計	111.2
1410 厚木計	107.2
1411 松田計	104.9
1412 横浜南計	108.7
1414 川崎北計	109.6
1415 港北計	110.3
1416 大和計	107.4
新潟	94.8
1501 新潟計	98.9
1502 長岡計	94.2
1503 上越計	94.2
1504 三条計	94.1
1505 柏崎計	94.3
1506 新発田計	94.5
1507 新津計	93.1
1508 十日町計	87.3

	ハローワーク別地域指数（※）
1510 糸魚川計	94.0
1511 巻計	92.2
1512 南魚沼計	93.0
1513 佐渡計	85.3
1514 村上計	89.8
富山	97.2
1601 富山計	98.4
1602 高岡計	96.8
1604 魚津計	96.0
1605 砺波計	95.7
1606 氷見計	93.8
1607 滑川計	96.7
石川	97.5
1701 金沢計	99.3
1702 小松計	95.0
1703 七尾計	93.7
1705 加賀計	97.2
1708 白山計	99.5
1709 輪島計	87.8
福井	97.8
1801 福井計	98.1
1802 武生計	97.7
1803 大野計	90.6
1804 三国計	100.9
1805 敦賀計	98.2
1806 小浜計	97.4
山梨	99.3
1901 甲府計	98.9
1903 塩山計	98.0
1904 韮崎計	99.3
1905 鯉沢計	100.4
1907 富士吉田計	101.4
長野	97.9
2001 長野計	99.1
2002 松本計	97.4
2004 上田計	97.8
2005 飯田計	96.6
2006 伊那計	100.1
2007 篠ノ井計	98.0
2008 飯山計	96.4
2010 木曽福島計	95.1
2011 佐久計	97.4
2012 大町計	96.7
2013 須坂計	95.5
2014 諏訪計	98.2

	ハローワーク別地域指数（※）
岐阜	100.6
2101 岐阜計	101.2
2102 大垣計	99.6
2103 多治見計	102.1
2104 高山計	100.2
2105 恵那計	98.0
2106 関計	99.2
2107 美濃加茂計	99.8
2109 中津川計	97.6
静岡	100.5
2201 静岡計	100.0
2202 浜松計	102.4
2203 沼津計	102.0
2204 清水計	100.2
2205 三島計	101.8
2206 掛川計	99.7
2207 富士宮計	96.9
2208 島田計	98.1
2209 磐田計	99.0
2210 富士計	99.3
2211 下田計	99.5
2212 焼津計	98.6
愛知	105.2
2301 名古屋東計	107.0
2302 名古屋中計	107.2
2303 名古屋南計	104.9
2304 豊橋計	106.6
2305 岡崎計	103.2
2306 一宮計	103.1
2307 半田計	101.8
2308 瀬戸計	101.9
2309 豊田計	102.8
2310 津島計	103.2
2311 刈谷計	103.7
2312 西尾計	101.2
2313 犬山計	102.5
2314 豊川計	100.3
2315 新城計	96.1
2317 春日井計	106.5
三重	99.1
2401 四日市計	103.0
2402 伊勢計	97.3
2403 津計	95.6
2404 松阪計	98.1
2405 桑名計	100.9
2406 伊賀計	100.2

	ハローワーク別地域指数（※）
2408 尾鷲計	92.1
2409 鈴鹿計	99.8
滋賀	99.0
2501 大津計	98.6
2502 長浜計	96.2
2503 彦根計	97.9
2504 東近江計	99.4
2505 甲賀計	97.9
2506 草津計	100.9
京都	101.6
2601 京都西陣計	100.4
2602 京都七条計	103.0
2603 伏見計	102.0
2604 京都田辺計	105.3
2605 福知山計	99.0
2606 舞鶴計	99.0
2607 峰山計	93.9
2608 宇治計	105.0
大阪	108.4
2701 大阪東計	108.9
2702 梅田計	110.0
2703 大阪西計	110.3
2704 阿倍野計	104.2
2706 淀川計	107.7
2707 布施計	109.4
2708 堺計	105.7
2709 岸和田計	103.1
2710 池田計	104.9
2711 泉大津計	104.3
2712 藤井寺計	108.0
2713 枚方計	106.0
2714 泉佐野計	101.5
2715 茨木計	108.9
2716 河内長野計	103.6
2718 門真計	106.7
兵庫	102.1
2801 神戸計	103.0
2802 灘計	106.1
2803 尼崎計	106.2
2804 西宮計	105.5
2805 姫路計	100.6
2806 加古川計	101.2
2807 伊丹計	103.9
2808 明石計	101.5
2809 豊岡計	96.5
2810 西脇計	98.5

	ハローワーク別地域指数（※）
2811 洲本計	95.8
2813 柏原計	99.8
2820 西神計	100.2
2821 龍野計	99.6
奈良	102.3
2901 奈良計	105.6
2902 大和高田計	101.1
2903 桜井計	98.0
2904 下市計	97.6
2905 大和郡山計	100.5
和歌山	94.1
3001 和歌山計	96.1
3002 新宮計	93.2
3003 田辺計	91.4
3004 御坊計	89.5
3005 湯浅計	93.5
3006 海南計	92.1
3007 橋本計	90.0
鳥取	89.2
3101 鳥取計	88.8
3102 米子計	89.3
3103 倉吉計	89.8
島根	87.8
3201 松江計	88.1
3202 浜田計	86.1
3203 出雲計	89.5
3204 益田計	87.9
3205 雲南計	86.1
3206 石見大田計	84.7
岡山	96.0
3301 岡山計	99.1
3302 津山計	91.9
3303 倉敷中央計	96.0
3304 玉野計	92.0
3306 和気計	94.4
3307 高梁計	91.0
3308 笠岡計	93.0
3311 西大寺計	97.0
広島	97.1
3401 広島計	99.7
3402 広島西条計	96.2
3403 呉計	94.0
3404 尾道計	91.4
3405 福山計	97.3

	ハローワーク別地域指数（※）
3406 三原計	92.9
3407 三次計	93.1
3408 可部計	97.6
3411 府中計	91.7
3414 広島東計	98.8
3415 廿日市計	93.6
山口	91.8
3501 山口計	92.1
3502 下関計	90.7
3503 宇部計	91.0
3505 防府計	92.4
3506 萩計	89.9
3507 徳山計	91.5
3508 下松計	93.0
3509 岩国計	93.8
3510 柳井計	91.5
徳島	91.3
3601 徳島計	92.2
3603 三好計	88.7
3604 美馬計	89.6
3605 阿南計	89.5
3606 吉野川計	87.6
3607 鳴門計	91.4
香川	95.6
3701 高松計	96.7
3702 丸亀計	94.9
3703 坂出計	96.9
3704 観音寺計	93.1
3705 さぬき計	93.8
3706 土庄計	89.4
愛媛	91.1
3801 松山計	92.3
3802 今治計	89.7
3803 八幡浜計	83.3
3804 宇和島計	85.7
3805 新居浜計	91.1
3806 西条計	91.2
3807 四国中央計	96.4
3808 大洲計	85.9
高知	89.2
3901 高知計	90.5
3902 須崎計	86.3
3903 四万十計	84.3
3904 安芸計	86.5
3905 いの計	87.4

	ハローワーク別地域指数（※）
福岡	95.2
4001 福岡中央計	101.0
4002 飯塚計	90.3
4003 大牟田計	88.6
4004 八幡計	93.5
4005 久留米計	91.9
4006 小倉計	94.4
4008 直方計	94.2
4009 田川計	89.2
4010 行橋計	89.5
4012 福岡東計	100.0
4014 八女計	87.1
4015 朝倉計	88.8
4018 福岡南計	95.1
4019 福岡西計	93.5
佐賀	87.7
4101 佐賀計	88.9
4102 唐津計	87.7
4103 武雄計	86.7
4104 伊万里計	85.0
4105 鳥栖計	89.8
4106 鹿島計	84.0
長崎	86.0
4201 長崎計	88.5
4202 佐世保計	86.0
4203 諫早計	85.0
4204 大村計	84.8
4205 島原計	80.7
4206 江迎計	82.1
4207 五島計	82.9
4208 対馬計	81.8
熊本	89.1
4301 熊本計	92.0
4302 八代計	88.3
4303 菊池計	87.6
4304 玉名計	86.4
4306 天草計	82.7
4307 球磨計	81.7
4308 宇城計	89.4
4309 阿蘇計	85.0
4310 水俣計	82.7
大分	90.2
4401 大分計	92.4
4402 別府計	86.9
4403 中津計	88.0

	ハローワーク別地域指数（※）
4404 日田計	89.5
4406 佐伯計	89.7
4407 宇佐計	86.2
4408 豊後大野計	85.1
宮崎	85.7
4501 宮崎計	87.7
4502 延岡計	83.8
4503 日向計	86.2
4504 都城計	85.7
4505 日南計	80.0
4506 高鍋計	83.6
4507 小林計	82.8
鹿児島	87.9
4601 鹿児島計	90.6
4602 川内計	86.1
4603 鹿屋計	84.0
4604 国分計	88.9
4605 加世田計	83.6
4606 伊集院計	84.9
4608 大隅計	84.0
4609 出水計	84.2
4611 名瀬計	84.1
4612 指宿計	88.0
沖縄	86.9
4701 那覇計	87.9
4702 沖縄計	85.6
4703 名護計	83.7
4704 宮古計	87.4
4705 八重山計	84.4

※ 令和２年度から令和４年度に全国のハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの求人をもとに、賃金（月給）の上限額と下限額の中間値の平均の全国計を１００として、職業大分類の構成比の違いを除去して指数化

職業安定業務統計による地域指数（令和 6 年 9 月 30 日まで有効）

	都道府県別地域指数（※） （令和 6 年 9 月 30 日まで有効）
全国計	100.0
北海道	94.0
青森	84.4
岩手	87.2
宮城	97.0
秋田	87.0
山形	89.6
福島	93.4
茨城	101.1
栃木	99.4
群馬	98.6
埼玉	106.6
千葉	106.2
東京	113.9
神奈川	109.6
新潟	94.8
富山	97.2
石川	97.5
福井	97.8
山梨	99.3
長野	97.9
岐阜	100.6
静岡	100.5
愛知	105.2
三重	99.1
滋賀	99.0
京都	101.6
大阪	108.4
兵庫	102.1
奈良	102.3
和歌山	94.1
鳥取	89.2
島根	87.8
岡山	96.0
広島	97.1
山口	91.8
徳島	91.3
香川	95.6
愛媛	91.1
高知	89.2
福岡	95.2
佐賀	87.7
長崎	86.0
熊本	89.1
大分	90.2
宮崎	85.7
鹿児島	87.9
沖縄	86.9

※ 令和 2 年度から令和 4 年度に全国のハローワークで受理した
無期雇用かつフルタイムの求人をもとに、賃金（月給）の上限額
と下限額の中間値の平均の全国計を 100 として、職業大分類の
構成比の違いを除去して指数化

職業安定業務統計による地域指数（令和6年9月30日まで有効）

	ハローワーク別地域指数（※） （令和6年9月30日まで有効）
全国計	100.0
北海道	94.0
0101 札幌計	100.8
0102 函館計	89.8
0103 旭川計	89.7
0104 帯広計	94.9
0105 北見計	90.1
0106 紋別計	90.2
0107 小樽計	87.2
0108 滝川計	88.8
0109 釧路計	89.4
0110 室蘭計	92.6
0111 岩見沢計	90.6
0112 稚内計	90.5
0113 岩内計	94.5
0114 留萌計	88.5
0115 名寄計	91.7
0116 浦河計	92.8
0118 網走計	90.1
0119 苫小牧計	94.3
0120 根室計	90.8
0123 札幌東計	94.1
0124 札幌北計	96.0
0125 千歳計	93.2
青森	84.4
0201 青森計	84.9
0202 八戸計	85.7
0203 弘前計	82.3
0204 むつ計	85.0
0205 野辺地計	86.3
0206 五所川原計	79.1
0208 三沢計	85.9
0209 黒石計	80.6
岩手	87.2
0301 盛岡計	88.3
0302 釜石計	82.4
0303 宮古計	83.6
0304 花巻計	88.0
0305 一関計	88.5
0306 水沢計	86.4
0307 北上計	89.6
0308 大船渡計	87.0
0309 二戸計	83.0
0310 久慈計	83.3

	ハローワーク別地域指数（※） （令和 6 年 9 月 30 日まで有効）
宮城	97.0
0401 仙台計	101.0
0402 石巻計	90.5
0403 塩釜計	93.5
0404 古川計	89.9
0405 大河原計	88.9
0406 築館計	88.8
0407 迫計	87.3
0408 気仙沼計	87.8
秋田	87.0
0501 秋田計	89.6
0502 能代計	87.8
0503 大館計	83.9
0504 大曲計	86.3
0505 本荘計	87.2
0506 横手計	83.8
0507 湯沢計	83.2
0508 鹿角計	83.7
山形	89.6
0601 山形計	91.2
0602 米沢計	89.9
0603 酒田計	88.8
0604 鶴岡計	89.2
0605 新庄計	87.7
0606 長井計	86.1
0607 村山計	90.9
0608 寒河江計	89.4
福島	93.4
0701 福島計	89.6
0702 いわき計	94.6
0703 会津若松計	87.3
0704 郡山計	98.1
0705 白河計	90.0
0706 須賀川計	90.6
0708 二本松計	91.3
0712 相双計	97.8
茨城	101.1
0801 水戸計	99.0
0802 日立計	98.7
0803 筑西計	97.9
0804 土浦計	102.4
0805 古河計	108.3
0806 常総計	102.5
0808 石岡計	98.1
0809 常陸大宮計	93.9

	ハローワーク別地域指数（※） （令和 6 年 9 月 30 日まで有効）
0810 竜ヶ崎計	103.5
0811 高萩計	91.2
0812 常陸鹿嶋計	101.1
栃木	99.4
0901 宇都宮計	100.2
0902 鹿沼計	103.8
0903 栃木計	98.3
0904 佐野計	97.4
0905 足利計	97.3
0906 真岡計	96.8
0907 矢板計	98.6
0908 大田原計	97.4
0909 小山計	100.7
0911 日光計	97.3
0912 黒磯計	96.5
群馬	98.6
1001 前橋計	95.5
1002 高崎計	101.4
1003 桐生計	93.4
1004 伊勢崎計	101.3
1005 太田計	100.4
1006 館林計	99.3
1007 沼田計	97.0
1008 群馬富岡計	97.8
1009 藤岡計	96.1
1010 渋川計	97.4
埼玉	106.6
1101 川口計	107.9
1102 熊谷計	101.2
1103 大宮計	108.8
1104 川越計	105.6
1105 浦和計	108.7
1106 所沢計	105.4
1107 秩父計	96.7
1108 春日部計	104.1
1109 行田計	100.8
1110 草加計	111.2
1111 朝霞計	107.3
1112 越谷計	107.5
千葉	106.2
1201 千葉計	107.4
1202 市川計	109.4
1203 銚子計	99.3
1204 館山計	97.7
1205 木更津計	105.6
1206 佐原計	100.0

	ハローワーク別地域指数（※） （令和 6 年 9 月 30 日まで有効）
1207 茂原計	102.8
1208 松戸計	107.6
1209 船橋計	108.8
1210 成田計	106.0
1211 千葉南計	104.9
東京	113.9
1301 飯田橋計	114.7
1303 上野計	111.3
1304 品川計	114.9
1306 大森計	111.5
1307 渋谷計	113.8
1308 新宿計	116.6
1309 池袋計	114.4
1310 王子計	111.7
1311 足立計	111.3
1312 墨田計	114.2
1313 木場計	111.1
1314 八王子計	107.5
1315 立川計	108.4
1316 青梅計	108.9
1317 三鷹計	114.7
1319 町田計	109.1
1320 府中計	109.6
神奈川	109.6
1401 横浜計	111.3
1403 戸塚計	108.2
1404 川崎計	109.3
1405 横須賀計	107.4
1406 平塚計	106.5
1407 小田原計	104.2
1408 藤沢計	106.7
1409 相模原計	110.5
1410 厚木計	108.4
1411 松田計	105.6
1412 横浜南計	107.4
1414 川崎北計	109.4
1415 港北計	110.3
1416 大和計	108.4
新潟	94.8
1501 新潟計	97.3
1502 長岡計	96.1
1503 上越計	94.2
1504 三条計	94.1
1505 柏崎計	94.2
1506 新発田計	94.7
1507 新津計	93.3
1508 十日町計	89.1

	ハローワーク別地域指数（※） （令和 6 年 9 月 30 日まで有効）
1510 糸魚川計	94.6
1511 巻計	92.6
1512 南魚沼計	92.7
1513 佐渡計	88.0
1514 村上計	88.0
富山	97.2
1601 富山計	98.2
1602 高岡計	97.0
1604 魚津計	96.4
1605 砺波計	96.0
1606 氷見計	94.4
1607 滑川計	95.3
石川	97.5
1701 金沢計	98.8
1702 小松計	96.4
1703 七尾計	94.1
1705 加賀計	97.2
1708 白山計	98.9
1709 輪島計	91.4
福井	97.8
1801 福井計	97.9
1802 武生計	98.0
1803 大野計	92.4
1804 三国計	98.6
1805 敦賀計	98.8
1806 小浜計	97.5
山梨	99.3
1901 甲府計	98.9
1903 塩山計	99.0
1904 韮崎計	98.5
1905 鯉沢計	100.0
1907 富士吉田所計	100.8
長野	97.9
2001 長野計	98.8
2002 松本計	97.9
2004 上田計	97.9
2005 飯田計	96.7
2006 伊那計	99.2
2007 篠ノ井計	98.7
2008 飯山計	97.0
2010 木曽福島計	96.0
2011 佐久計	96.5
2012 大町計	97.1
2013 須坂計	95.9
2014 諏訪計	97.1

	ハローワーク別地域指数（※） （令和 6 年 9 月 30 日まで有効）
岐阜	100.6
2101 岐阜計	101.0
2102 大垣計	100.1
2103 多治見計	101.2
2104 高山計	101.0
2105 恵那計	98.9
2106 関計	98.5
2107 美濃加茂計	99.9
2109 中津川計	98.7
静岡	100.5
2201 静岡計	100.0
2202 浜松計	101.9
2203 沼津計	102.1
2204 清水計	100.7
2205 三島計	101.0
2206 掛川計	100.5
2207 富士宮計	98.1
2208 島田計	97.4
2209 磐田計	98.9
2210 富士計	98.8
2211 下田計	99.7
2212 焼津計	98.8
愛知	105.2
2301 名古屋東計	106.4
2302 名古屋中計	107.1
2303 名古屋南計	105.6
2304 豊橋計	106.3
2305 岡崎計	104.1
2306 一宮計	103.1
2307 半田計	102.4
2308 瀬戸計	101.9
2309 豊田計	102.5
2310 津島計	102.9
2311 刈谷計	103.8
2312 西尾計	101.9
2313 犬山計	101.9
2314 豊川計	101.4
2315 新城計	97.1
2317 春日井計	103.2
三重	99.1
2401 四日市計	101.5
2402 伊勢計	99.6
2403 津計	96.0
2404 松阪計	97.0
2405 桑名計	100.4
2406 伊賀計	100.1

	ハローワーク別地域指数（※） （令和 6 年 9 月 30 日まで有効）
2408 尾鷲計	94.8
2409 鈴鹿計	96.7
滋賀	99.0
2501 大津計	98.8
2502 長浜計	97.1
2503 彦根計	97.4
2504 東近江計	98.5
2505 甲賀計	98.5
2506 草津計	99.9
京都	101.6
2601 京都西陣計	101.0
2602 京都七条計	101.7
2603 伏見計	102.6
2604 京都田辺計	104.4
2605 福知山計	100.8
2606 舞鶴計	99.0
2607 峰山計	95.7
2608 宇治計	100.5
大阪	108.4
2701 大阪東計	108.8
2702 梅田計	109.4
2703 大阪西計	110.4
2704 阿倍野計	106.2
2706 淀川計	107.9
2707 布施計	109.1
2708 堺計	106.6
2709 岸和田計	104.0
2710 池田計	104.4
2711 泉大津計	104.5
2712 藤井寺計	106.8
2713 枚方計	106.2
2714 泉佐野計	103.0
2715 茨木計	107.0
2716 河内長野計	105.5
2718 門真計	105.5
兵庫	102.1
2801 神戸計	102.7
2802 灘計	104.3
2803 尼崎計	106.7
2804 西宮計	106.0
2805 姫路計	102.4
2806 加古川計	100.6
2807 伊丹計	103.4
2808 明石計	102.1
2809 豊岡計	97.9
2810 西脇計	98.0

	ハローワーク別地域指数（※） （令和 6 年 9 月 30 日まで有効）
2811 洲本計	96.8
2813 柏原計	100.5
2820 西神計	100.7
2821 龍野計	100.0
奈良	102.3
2901 奈良計	104.2
2902 大和高田計	103.1
2903 桜井計	98.8
2904 下市計	97.9
2905 大和郡山計	99.5
和歌山	94.1
3001 和歌山計	98.0
3002 新宮計	93.4
3003 田辺計	92.3
3004 御坊計	90.0
3005 湯浅計	92.4
3006 海南計	92.6
3007 橋本計	90.6
鳥取	89.2
3101 鳥取計	88.9
3102 米子計	89.2
3103 倉吉計	89.5
島根	87.8
3201 松江計	88.0
3202 浜田計	86.8
3203 出雲計	88.4
3204 益田計	88.4
3205 雲南計	86.6
3206 石見大田計	85.3
岡山	96.0
3301 岡山計	98.1
3302 津山計	94.2
3303 倉敷中央計	94.8
3304 玉野計	93.2
3306 和気計	94.8
3307 高梁計	92.2
3308 笠岡計	92.4
3311 西大寺計	96.8
広島	97.1
3401 広島計	99.1
3402 広島西条計	97.0
3403 呉計	94.7
3404 尾道計	92.4
3405 福山計	95.4

	ハローワーク別地域指数（※） （令和 6 年 9 月 30 日まで有効）
3406 三原計	94.2
3407 三次計	93.3
3408 可部計	95.9
3411 府中計	93.4
3414 広島東計	98.1
3415 廿日市計	95.1
山口	91.8
3501 山口計	92.3
3502 下関計	90.7
3503 宇部計	91.2
3505 防府計	92.1
3506 萩計	91.1
3507 徳山計	90.7
3508 下松計	92.0
3509 岩国計	93.8
3510 柳井計	92.5
徳島	91.3
3601 徳島計	92.0
3603 三好計	89.9
3604 美馬計	89.0
3605 阿南計	89.7
3606 吉野川計	87.8
3607 鳴門計	90.2
香川	95.6
3701 高松計	96.3
3702 丸亀計	95.3
3703 坂出計	96.3
3704 観音寺計	94.7
3705 さぬき計	93.6
3706 土庄計	90.6
愛媛	91.1
3801 松山計	91.9
3802 今治計	90.6
3803 八幡浜計	85.6
3804 宇和島計	84.8
3805 新居浜計	89.2
3806 西条計	91.1
3807 四国中央計	95.0
3808 大洲計	89.2
高知	89.2
3901 高知計	90.1
3902 須崎計	87.4
3903 四万十計	84.8
3904 安芸計	86.5
3905 いの計	86.5

	ハローワーク別地域指数（※） （令和 6 年 9 月 30 日まで有効）
福岡	95.2
4001 福岡中央計	96.7
4002 飯塚計	93.9
4003 大牟田計	89.1
4004 八幡計	91.9
4005 久留米計	92.3
4006 小倉計	93.8
4008 直方計	94.0
4009 田川計	91.3
4010 行橋計	89.3
4012 福岡東計	98.8
4014 八女計	89.5
4015 朝倉計	88.2
4018 福岡南計	93.3
4019 福岡西計	94.2
佐賀	87.7
4101 佐賀計	88.6
4102 唐津計	87.6
4103 武雄計	87.2
4104 伊万里計	85.6
4105 鳥栖計	88.4
4106 鹿島計	85.7
長崎	86.0
4201 長崎計	87.7
4202 佐世保計	86.8
4203 諫早計	85.4
4204 大村計	85.0
4205 島原計	81.7
4206 江迎計	81.6
4207 五島計	82.9
4208 対馬計	81.9
熊本	89.1
4301 熊本計	91.0
4302 八代計	89.7
4303 菊池計	87.6
4304 玉名計	87.0
4306 天草計	85.1
4307 球磨計	81.6
4308 宇城計	87.1
4309 阿蘇計	86.0
4310 水俣計	83.3
大分	90.2
4401 大分計	91.6
4402 別府計	88.7
4403 中津計	88.2

	ハローワーク別地域指数（※） （令和 6 年 9 月 30 日まで有効）
4404 日田計	88.7
4406 佐伯計	89.8
4407 宇佐計	87.5
4408 豊後大野計	85.5
宮崎	85.7
4501 宮崎計	87.0
4502 延岡計	85.0
4503 日向計	85.4
4504 都城計	85.7
4505 日南計	81.9
4506 高鍋計	82.5
4507 小林計	82.6
鹿児島	87.9
4601 鹿児島計	88.3
4602 川内計	87.3
4603 鹿屋計	85.0
4604 国分計	87.2
4605 加世田計	85.6
4606 伊集院計	84.3
4608 大隅計	85.4
4609 出水計	83.8
4611 名瀬計	85.5
4612 指宿計	86.8
沖縄	86.9
4701 那覇計	87.6
4702 沖縄計	86.3
4703 名護計	84.7
4704 宮古計	85.6
4705 八重山計	85.7

※ 令和 2 年度から令和 4 年度に全国のハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの求人をもとに、賃金（月給）の上限額と下限額の中間値の平均の全国計を 1 0 0 として、職業大分類の構成比の違いを除去して指数化

退職手当制度がある企業の割合

80. 5% (平成30年就労条件総合調査 (厚生労働省))
 89. 8% 【退職一時金制度】 (令和3年賃金事情等総合調査 (中央労働委員会))
 97. 0% 【退職年金制度】 (令和3年賃金事情等総合調査 (中央労働委員会))
 92. 3% (令和3年民間企業退職給付調査 (人事院))
 71. 5% (令和4年中小企業の賃金・退職金事情 (東京都))

退職手当の受給に必要な所要年数

退職一時金の受給に必要な最低勤続年数階級別企業数割合 (調査産業計) (%)

退職事由	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上
会社都合	8.5	21.8	8.7	42.2	1.1	9.3
自己都合	3.2	15.0	9.7	56.2	1.6	10.9

平成30年就労条件総合調査 (厚生労働省)

退職一時金受給資格付与に要する最低勤続年数 (調査産業計) (%)

退職事由	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
会社都合	55.5	29.5	4.1	11.0
自己都合	7.5	24.0	15.1	50.7

令和3年賃金事情等総合調査 (中央労働委員会)

退職一時金受給のための最低勤続年数 (調査産業計) (%)

退職事由	1年 未満	1年	2年	3年	4年	5年 以上	無回答
会社都合	9.3	24.7	9.1	32.4	1.3	6.0	17.3
自己都合	2.5	18.0	11.2	51.5	1.6	8.9	6.4

令和4年中小企業の賃金・退職金事情 (東京都)

退職手当の支給月数

勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の定年退職者 (月)

勤続年数	大学・大学院卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	38.6	40.6	36.3	34.3
20～24 年	26.0	16.8	15.5	12.1
25～29 年	26.3	21.4	22.4	18.7
30～34 年	35.4	26.8	27.2	26.2
35 年以上	42.2	46.3	46.1	43.0

平成 30 年就労条件総合調査 (厚生労働省)

勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の会社都合退職者 (月)

勤続年数	大学・大学院卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	35.3	39.5	33.8	—
20～24 年	13.5	9.2	19.8	—
25～29 年	30.7	34.3	24.0	—
30～34 年	39.5	39.7	33.4	—
35 年以上	38.3	48.9	46.3	—

平成 30 年就労条件総合調査 (厚生労働省)

勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の自己都合退職者 (月)

勤続年数	大学・大学院卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	29.6	29.7	23.9	13.6
20～24 年	18.9	12.3	12.5	8.6
25～29 年	24.2	21.1	21.9	9.6
30～34 年	40.1	29.7	31.0	10.7
35 年以上	42.5	47.0	38.6	26.5

平成 30 年就労条件総合調査 (厚生労働省)

勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の早期優遇退職者 (月)

勤続年数	大学・大学院卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	43.4	50.8	48.6	46.8
20～24 年	29.6	20.4	21.5	—
25～29 年	37.6	39.5	42.2	—
30～34 年	46.0	46.6	54.8	—
35 年以上	46.9	60.1	55.7	—

平成 30 年就労条件総合調査 (厚生労働省)

退職事由、勤続年数別モデル退職金月収換算月数 (月)

勤続年数	大卒（総合職） 事務・技術労働者		大卒（一般職） 事務・技術労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	2.8	1.3	2.5	2.4
5	4.3	2.2	3.3	2.2
10	8.8	5.1	6.8	5.0
15	13.7	9.3	11.5	9.1
20	18.8	14.5	22.8	14.1
25	24.7	20.4	36.0	24.3
30	32.0	28.8	42.9	33.6
35	39.3	35.3	52.7	44.4
38	44.6	39.9	65.4	60.9
定年	42.6		85.9	

令和3年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金月収換算月数 (月)

勤続年数	短大・高専卒（総合職） 事務・技術労働者		短大・高専卒（一般職） 事務・技術労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	2.2	1.5	2.4	1.1
5	4.5	2.5	3.8	1.8
10	8.5	5.3	7.8	4.6
15	12.7	9.1	14.0	8.3
20	17.0	14.4	25.2	16.0
25	24.2	22.4	32.9	20.7
30	31.9	29.4	36.4	27.6
35	36.6	35.6	41.4	34.2
40	28.6	28.6	54.6	45.3
定年	39.2		72.6	

令和3年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金月収換算月数 (月)

勤続年数	高校卒（総合職） 事務・技術労働者		高校卒（一般職） 事務・技術労働者		高校卒 生産労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	2.7	1.6	2.5	1.2	2.9	1.1
5	4.2	2.5	4.2	2.2	4.7	2.1
10	8.0	5.1	9.5	5.7	9.9	5.2
15	12.6	9.0	14.1	9.6	14.7	9.2
20	18.9	15.7	23.7	17.3	21.4	15.7
25	24.0	20.5	31.5	25.1	28.9	23.7
30	31.1	27.0	35.1	30.8	35.3	31.0
35	36.5	33.8	43.8	38.8	43.5	38.7
42	39.8	34.3	52.8	46.6	43.2	40.8
定年	42.6		56.9		45.9	

令和3年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

モデル退職金（調査産業計）

（月）

勤続 年数	高校卒 （自己都 合）	高校卒 （会社都 合）	勤続 年数	高専・短 大卒（自 己都合）	高専・短 大卒（会 社都合）	勤続 年数	大学卒 （自己都 合）	大学卒 （会社都 合）
1	0.3	0.5	1	0.4	0.5	1	0.4	0.6
3	1.0	1.4	3	1.0	1.4	3	1.0	1.5
5	1.7	2.4	5	1.7	2.3	5	1.9	2.5
10	3.8	5.1	10	3.9	5.1	10	4.1	5.4
15	6.5	8.2	15	6.5	8.1	15	6.8	8.5
20	9.4	11.4	20	9.4	11.1	20	9.8	11.8
25	12.4	14.6	25	12.3	14.3	25	12.8	15.1
30	15.4	17.5	30	15.1	17.3	30	15.8	18.3
35	18.0	20.3	35	17.8	20.2	33	18.0	20.3
37	19.5	22.3	定年	—	22.1	定年	—	22.8
定年	—	23.2						

令和4年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）

標準者退職金の支給月数

（月）

勤続 年数	大学卒 （管理・事務・技 術職）（会社都合）	勤続 年数	高校卒 （管理・事務・技 術職）（会社都合）	勤続 年数	高校卒 （現業職） （会社都合）
1	1.2	1	1.0	1	1.1
3	2.7	3	2.2	3	2.6
5	4.3	5	3.7	5	4.4
10	8.6	10	7.0	10	8.8
15	13.2	15	11.6	15	12.9
20	17.8	20	15.4	20	18.3
25	23.1	25	20.9	25	24.4
30	29.7	30	27.2	30	30.3
33	32.4	35	32.4	35	36.1
35	36.1	37	34.1	37	38.3
38	38.1	39	37.3	39	40.7
		42	39.5	42	43.8

2021年9月度退職金・年金に関する実態調査結果（日本経済団体連合会）

退職手当の支給金額

勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の定年退職者 (万円)

勤続年数	大学・大学院卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	1,983	1,618	1,159	965
20～24 年	1,267	525	421	268
25～29 年	1,395	745	610	453
30～34 年	1,794	928	814	728
35 年以上	2,173	1,954	1,629	1,321

平成 30 年就労条件総合調査 (厚生労働省)

勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の会社都合退職者 (万円)

勤続年数	大学・大学院卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	2,156	1,969	1,118	－
20～24 年	634	415	545	－
25～29 年	1,786	1,809	758	－
30～34 年	2,572	1,967	1,109	－
35 年以上	2,403	2,467	1,704	－

平成 30 年就労条件総合調査 (厚生労働省)

勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の自己都合退職者 (万円)

勤続年数	大学・大学院卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	1,519	1,079	686	372
20～24 年	780	354	336	226
25～29 年	1,399	754	630	239
30～34 年	2,110	1,039	939	306
35 年以上	2,116	2,047	1,177	801

平成 30 年就労条件総合調査 (厚生労働省)

勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の早期優遇退職者 (万円)

勤続年数	大学・大学院卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	2,326	2,094	1,459	1,300
20～24 年	1,402	947	409	－
25～29 年	1,995	1,522	1,210	－
30～34 年	2,522	1,897	1,680	－
35 年以上	2,530	2,521	1,955	－

平成 30 年就労条件総合調査 (厚生労働省)

退職事由、勤続年数別モデル退職金総額

(千円)

勤続年数	大卒（総合職）事務・技術労働者		大卒（一般職）事務・技術労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	690	323	536	527
5	1,180	594	720	481
10	3,102	1,799	1,713	1,217
15	5,779	3,873	3,043	2,386
20	9,531	7,265	7,132	4,527
25	13,938	11,431	11,308	7,995
30	19,154	17,067	13,767	11,096
35	23,649	21,634	16,261	13,834
38	25,280	22,692	18,847	17,613
定年	25,639		24,391	

令和3年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金総額

(千円)

勤続年数	短大・高専卒（総合職） 事務・技術労働者		短大・高専卒（一般職） 事務・技術労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	475	327	485	223
5	1,086	592	793	377
10	2,514	1,555	1,873	1,093
15	4,208	3,064	3,850	2,273
20	7,267	6,173	7,655	4,863
25	9,492	8,752	10,822	6,825
30	13,483	12,436	13,429	10,187
35	16,323	15,903	14,912	12,326
40	12,431	12,431	17,236	14,293
定年	13,553		23,439	

令和3年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金総額

(千円)

勤続年数	高校卒（総合職） 事務・技術労働者		高校卒（一般職） 事務・技術労働者		高校卒 生産労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	522	314	470	228	549	220
5	894	522	833	437	950	430
10	2,142	1,378	2,187	1,329	2,401	1,257
15	4,035	2,890	3,696	2,523	4,224	2,634
20	6,647	5,573	7,080	5,162	6,909	5,082
25	10,050	8,628	10,263	8,165	10,187	8,397
30	13,679	11,970	12,355	10,824	13,653	12,055
35	16,694	15,462	16,657	14,741	17,269	15,451
42	19,252	16,789	17,994	16,059	16,577	15,722
定年	19,712		19,862		18,397	

令和3年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

モデル退職金（調査産業計）

（千円）

勤続 年数	高校卒 （自己都 合）	高校卒 （会社都 合）	勤続 年数	高専・短 大卒（自己 都合）	高専・短 大卒（会社 都合）	勤続 年数	大学卒 （自己都 合）	大学卒 （会社都 合）
1	65	99	1	74	108	1	95	132
3	189	274	3	204	288	3	238	338
5	358	489	5	385	517	5	470	641
10	907	1,223	10	987	1,269	10	1,121	1,498
15	1,705	2,148	15	1,837	2,274	15	2,129	2,658
20	2,729	3,284	20	2,924	3,465	20	3,431	4,147
25	3,971	4,656	25	4,230	4,935	25	4,906	5,782
30	5,325	6,046	30	5,658	6,459	30	6,536	7,542
35	6,725	7,575	35	7,074	8,017	33	7,760	8,762
37	7,415	8,486	定年	－	9,832	定年	－	10,918
定年	－	9,940						

令和４年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）

標準者退職金の支給額

（千円）

勤続 年数	大学卒 （管理・事務・技術 職）（会社都合）	勤続 年数	高校卒 （管理・事務・技術 職）（会社都合）	勤続 年数	高校卒 （現業職）（会社都 合）
1	259	1	171	1	203
3	647	3	431	3	511
5	1,169	5	787	5	909
10	2,886	10	1,841	10	2,132
15	5,198	15	3,474	15	3,742
20	8,223	20	5,565	20	5,984
25	12,090	25	8,380	25	8,814
30	16,491	30	11,627	30	11,669
33	19,318	35	15,425	35	14,638
35	20,858	37	17,078	37	15,536
38	22,433	39	18,367	39	16,440
		42	19,530	42	17,820

2021年９月度退職金・年金に関する実態調査結果（日本経済団体連合会）

退職事由別平均退職給付額

(千円)

勤続年数	定年退職	会社都合退職
20 年	6,178	12,909
21 年	6,823	10,849
22 年	7,723	9,460
23 年	8,168	9,532
24 年	9,404	10,885
25 年	10,436	14,769
26 年	11,136	18,155
27 年	11,231	21,165
28 年	12,587	27,888
29 年	13,916	34,270
30 年	14,505	38,126
31 年	15,381	37,223
32 年	16,593	36,024
33 年	19,035	33,755
34 年	22,699	34,328
35 年	23,318	32,111
36 年	24,372	31,218
37 年	23,818	31,983
38 年	23,532	31,770
39 年	21,663	30,430
40 年	21,574	27,923
41 年	22,049	27,160
42 年	22,381	28,621
43 年	22,877	29,830
44 年	25,119	16,630
45 年以上	23,686	50,953

令和 3 年民間企業退職給付調査（人事院）